

第4次玉名市情報化推進計画

～ DX推進方針 ～

(令和5年度 ～ 令和9年度)

令和5年3月 策定



目次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨 ... 1
- 2 計画の位置付けと基本理念 ... 2
- 3 計画の範囲 ... 3
- 4 計画の期間 ... 4

第2章 情報化を取り巻く環境

- 1 デジタル化に関する社会の動向 ... 5
- 2 国の動向 ... 10
- 3 熊本県の動向 ... 14

第3章 情報化推進の方向性

- 1 玉名市がめざす姿 ... 16
- 2 めざす姿を実現するための基本方針 ... 17
- 3 重点課題と横断的目標 ... 18
- 4 計画の体系 ... 19

第4章 本市における情報化の現状と今後の取組

- 1 インターネット等の利用状況 ... 20
- 2 人口・高齢化の現状とその推計 ... 21
- 3 取り組む施策 ... 22
 - 3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）
 - 3-2 地域社会のデジタル化による魅力向上（基本方針2）
 - 3-3 デジタル業務改革による行政業務の効率化（基本方針3）
 - 3-4 横断的な視点に立った目標

第5章 資料

- 1 玉名市情報化推進計画策定体制 ... 41
- 2 玉名市情報化推進計画策定審議会委員名簿 ... 42
- 3 玉名市のまちづくりと情報化に関するアンケートについて ... 43
- 4 用語集
- 5 参考（規定、規則等）

1

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付けと基本理念
- 3 計画の範囲
- 4 計画の期間



1 計画策定の趣旨

玉名市（以下「本市」という。）の総合計画は、本市が進むべき方向性を示し、市の最上位の計画として「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を将来像として掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを展開しています。

昨今、情報通信技術（以下「ICT」という。）の急速な発展・普及に伴い、多様かつ大量の情報を簡単に発信することや取得することが可能となりました。また、IoT(モノのインターネット化)やAI・RPAの導入、ビッグデータの活用が広がるなど、ICTの進展が社会活動へ大きな影響を与えています。さらに、高速かつ大容量の通信が、低遅延で行える5G(第5世代移動通信システム)のサービスも開始されることにより、ICTの活用がますます広がり、市民生活の多くの場面で利便性を享受できるようになっています。

しかし、少子高齢化や人口減少社会も進展しており、労働力の減少、地域経済の規模の縮小、地域活動の担い手の不足など、多大な影響が懸念されています。加えて、自然災害の激甚化・多発化への備えや、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした「新たな日常」への適応、外国人労働者の増加による多文化共生社会の実現など、新たな時代の流れも含め持続可能なまちづくりが重要となります。

このような状況に対応する必要があることから、本市における情報化のあるべき姿を明確にするとともに、行政と地域社会が一体的となったICTの総合的・効果的な活用により、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とした情報化施策を計画的に推進するため、「玉名市情報化推進計画（令和5年度～令和9年度）（以下「第4次情報化推進計画」という。）」に、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)推進方針を含め策定しました。



2 計画の位置付けと基本理念

本計画は、国・県の情報化政策及び本市における情報化の現状とニーズを踏まえ、上位計画である「第2次総合計画」で定める施策などとの整合性を図り、デジタル化、DX推進の側面からその着実な実現を支える個別計画として位置付けるものです。

「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち玉名」の実現を本計画の基本理念としています。

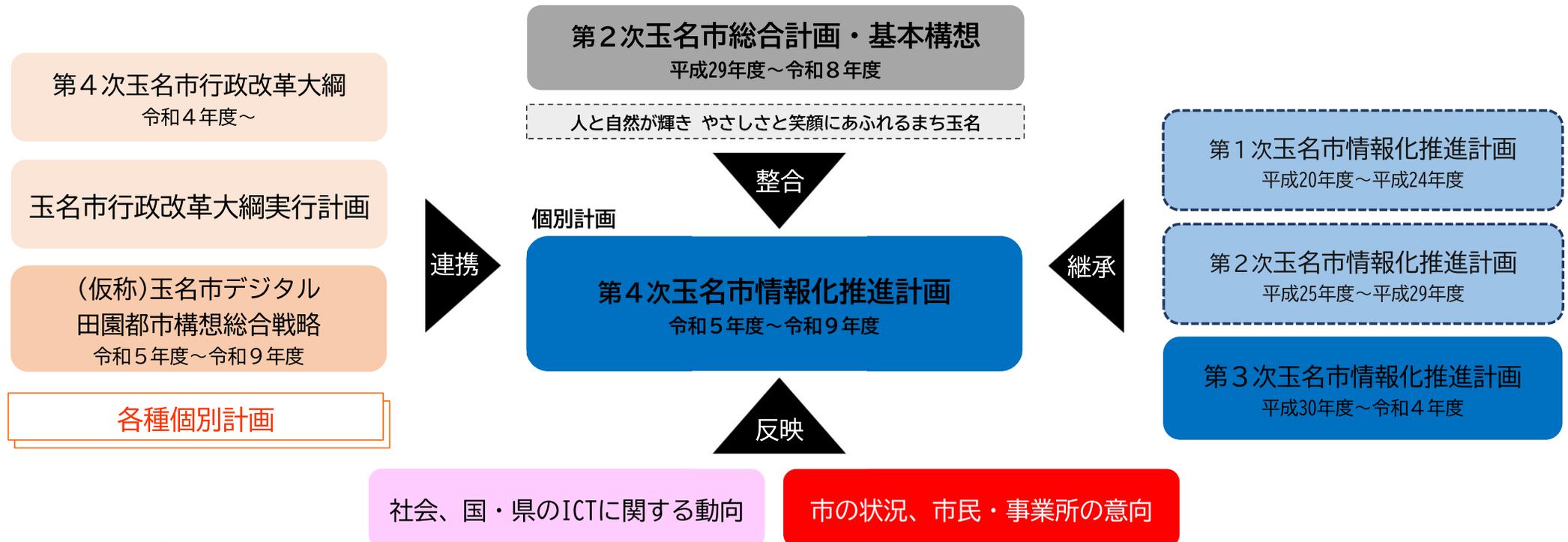


図 計画の位置付け

3 計画の範囲

情報化の推進は、デジタル技術とデータを効果的に活用することが不可欠ですが、単なる新しいデジタル技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等を根本的に変革し、行政のみならず地域における様々な課題の解決や社会経済活動の発展を促すものとしします。

■ 第4次情報化推進計画の範囲

本計画は、第2次総合計画を側面からその着実な実現を支える個別計画として位置付けており、総務省の新IT戦略及び自治体DX推進計画で示されている内容を含め、市全体の新しいまちづくりを支えるものとして、次の3つの領域の情報化を推進するための計画としします。

1 暮らしの情報化

デジタル技術・データの利活用による市民サービスの利便性向上と健康で安心安全なまちづくり

2 地域社会の情報化

地域課題の解決に向けたデジタル活用や新たな価値の創造

3 行政の情報化

デジタル技術・データの利活用による効率的な行政事務の推進、行政サービスの向上



4 計画の期間

本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年を対象期間とします。

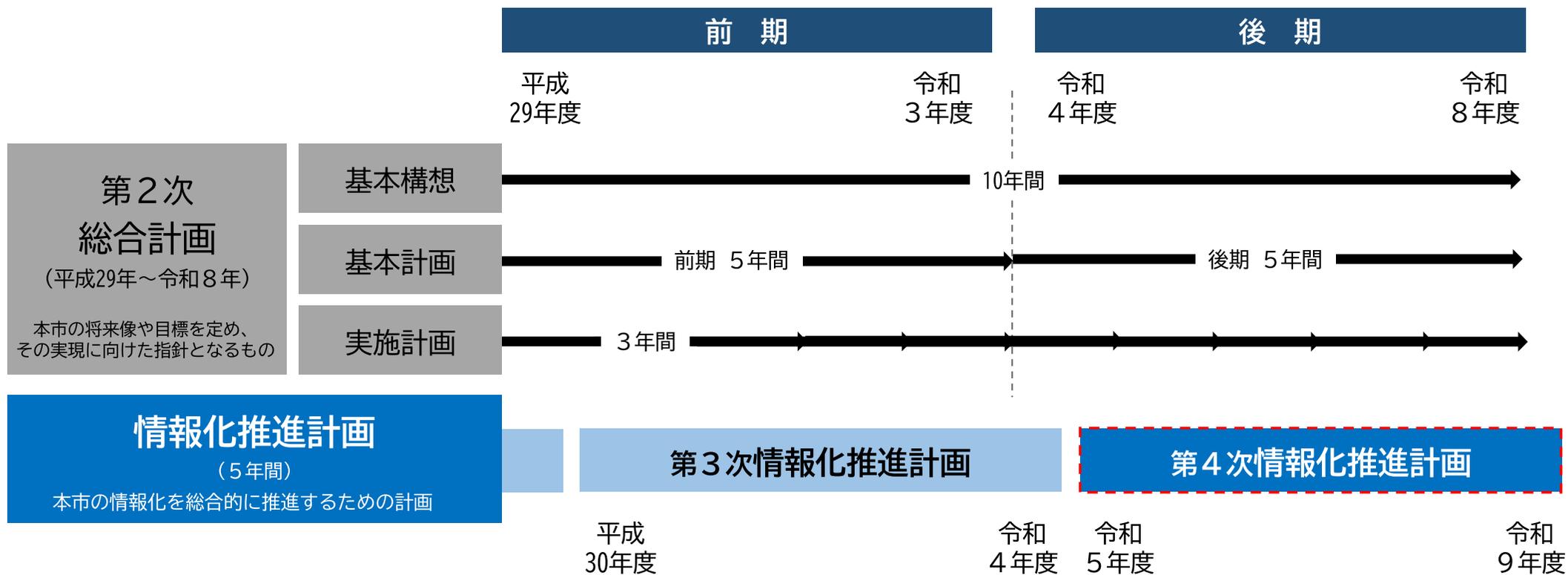


図 計画の期間

2

第2章 情報化を取り巻く環境

- 1 デジタル化に関する社会の動向
- 2 国の動向
- 3 熊本県の動向



1 デジタル化に関する社会の動向

1-1 デジタル化した社会と Society 5.0

平成の30年間は、新たなサービスやビジネスが登場・普及し、世の中の仕組みや人々の行動様式が大きく変化しました。特に、インターネットや携帯電話の進化は、人々のコミュニケーションをはじめとする社会・経済に大きな変化をもたらしました。現在では、様々な情報収集にとどまらず、自らが情報発信することも可能となり、社会・経済の様々な活動を支える重要なインフラとなっています。

これらのデジタル基盤及びデジタル技術の活用を通して、仮想空間と現実世界が高度に融合する社会が始まろうとしています。

このような新たな社会を「Society 5.0」と呼び、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新しい人間中心の社会を目指しています。

Society 5.0 で実現する社会は、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、新たな価値の創出による社会の変革を通じて、様々な課題が解決された豊かな社会を迎えることが出来るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成にも貢献することが期待されています。

Society(社会5.0)：1. 狩猟社会→2. 農耕社会→3. 工業社会→4. 情報社会に続く現実空間と仮想空間が一体となり、様々な社会問題の解決と経済発展を実現する「超スマート社会」
仮想空間：コンピュータやネットワークにより構築された仮想的な空間。メタバース(インターネット上に存在する「3次元仮想空間」)等

Society 5.0で実現する社会

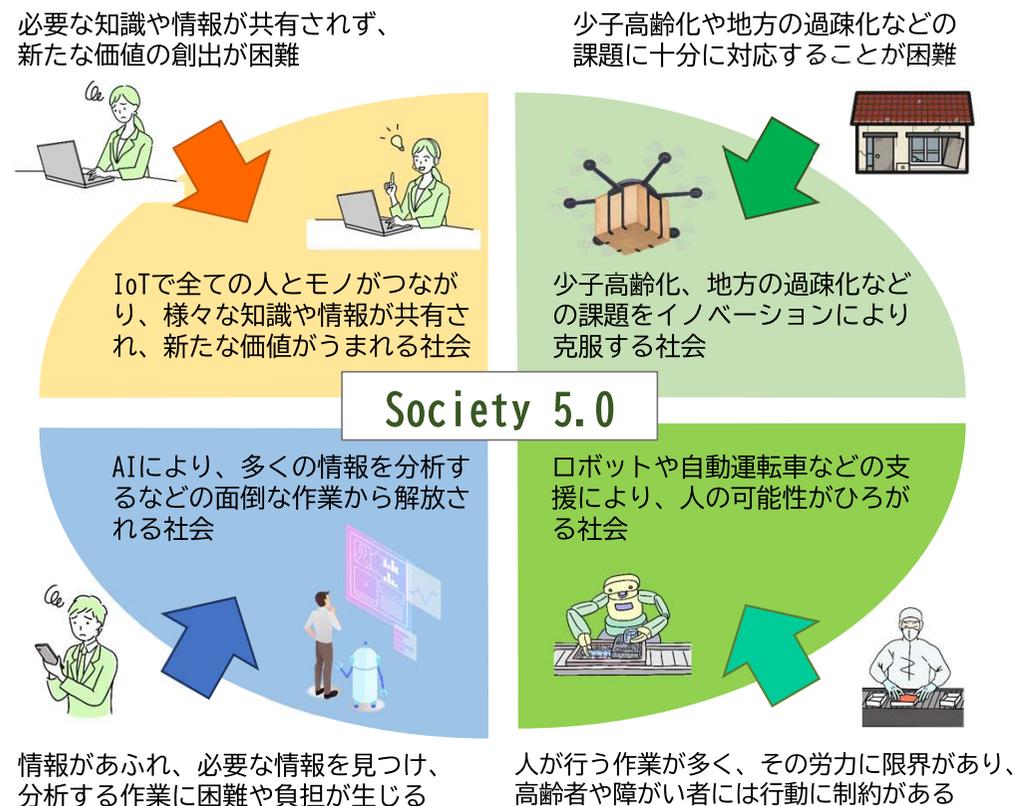


図 Society 5.0 で実現する社会

出典：Society 5.0 「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料（内閣府）

1 デジタル化に関する社会の動向

1-2 新型コロナウイルス感染症の流行によって変わる社会

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大防止の観点から、外出の抑制や3密を避ける行動など、大きな転換点となりました。

この感染拡大を契機に、ICTは生活や経済活動の維持に必要な不可欠なツールとなっています。

また、外出行動の抑制に伴うリモートワーク等により、人々の生活がオンラインへシフトしたことから、デジタル化が様々な場面で急速に進展しており、おおよそ10年程度の社会・経済変革を一瞬にして成し遂げたとも言われています。

最大限にデジタル活用することで、社会全般での変革が生まれ、新たな価値・ニーズがサービスの創造へと繋がっています。

行政においても、感染症に対応した新たな業務や市民ニーズに合わせた柔軟かつスピーディな行政サービスの提供が、必要となっています。

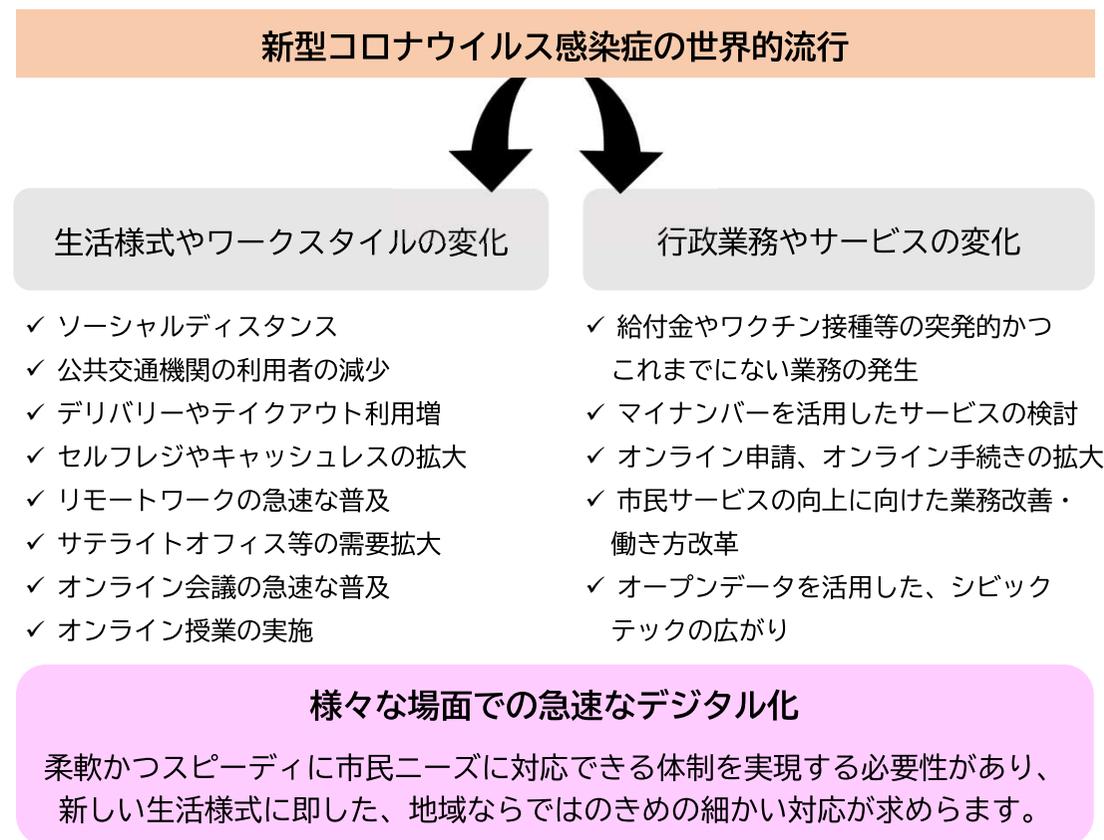


図 新型コロナウイルス感染症の流行によって変わる社会

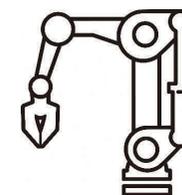
1 デジタル化に関する社会の動向

1-3 デジタル技術の活用 AI・RPAとIoT

第3次 AIブームと言われる今、AIを用いた様々な技術や製品が企業・研究機関で創出されています。AIは、一般的に人工知能と訳され、インターネットの検索エンジン、スマートフォンの音声応答アプリケーションの音声検索や音声入力機能、各社の掃除ロボットなど、既に様々な商品・サービスに組み込まれています。また、「ビッグデータ」と呼ばれている大量のデータを用いることで、AI自身が知識を獲得する「機械学習」や知識を定義する要素をAIが自ら習得するディープラーニング（深層学習）などにより、技術水準も飛躍的に向上してきている状況です。

RPAは、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン作業をソフトウェアのロボットにより自動化するものです。具体的には、パソコンの操作を認識する技術とワークフロー実行を組み合わせ、表計算ソフトやメールソフト、ERP（基幹業務システム）など複数のアプリケーションを使用する業務プロセスを自動化します。RPAは、業務の工程や優先順位、コストが投資に見合わないなどの観点からシステム化が見送られてきた手作業の業務プロセスを、作業の品質を落とさず、比較的低コストかつ短期間で導入できるという特徴があります。そのため、従来よりも少ない人数で生産力を高めるための手段として、注目を集めています。

IoTは、モノのインターネットとも言われています。パソコンやスマートフォンだけでなく、テレビやエアコンなど、あらゆるモノに搭載されたセンサーやカメラ、無線通信から、モノの状態や動きを感知したり、データを取得したりすることで、遠隔からも認識や計測、制御などが可能となります。モノがインターネットに接続されることによって、埋もれていたデータを管理したり、分析を行って質の高いサービスを実現することが期待されています。



1 デジタル化に関する社会の動向

1-4 デジタル・トランスフォーメーション (DX)

DXとは、将来の成長、競争力強化のために新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。企業が顧客、市場の劇的な変化に対応しつつ、組織、文化、従業員の変革を牽引しながら、クラウド、モビリティ、ビッグデータ、データ解析ツール、ソーシャル技術を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立することとされています。（「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」より）

行政におけるDXの推進は、行政サービスをデジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくこととされています。また、新しいデジタル技術の導入だけでなく、制度や政策、組織の在り方等を新技術に合わせて変革し、地域における様々な課題の解決や社会経済活動の発展を促していくことを意味します。

手段	対象	実施事項	目的
D Digital デジタルで	会社 ビジネス 製品・サービス 業務プロセス 組織・制度 文化・風土	X Transformation 変革する	競争力の優位性を 確立・維持する

図 デジタル・トランスフォーメーションとは

DXの「X」は、トランスフォーメーションの略ですが、「T」ではなく「X」と表記します。これは、「Trans」が交差するという意味があるため、交差を意味する1文字「X」が使われます。

1 デジタル化に関する社会の動向

第2章 情報化を取り巻く環境

1-5 シビックテック

近年、テクノロジー等を活用した社会課題の解決を目指す取組が注目されています。

「シビックテック」は、誰もが自分たちの好きな時に好きな方法で活動することで、市民が主体的に社会に関わり、あるべき社会について「ともに考え、ともに作る」人々が増えることでより良い社会を生むことを目的としています。

また、デジタルをてこにして、多様な人が組織の垣根を超えて活躍し、助け合う仕組みを作ることが基本的な思想です。

この活動が活発化している背景には、ICTの技術的な発展だけではなく、市民の意識変化が起因しており、デジタル技術の受動的な利用から、能動的な利用へと変化しているものです。

未来に対する不確実性が非常に高い現在、技術革新の加速や多様化する価値観・ニーズへのアプローチとして、市民を巻き込み、寄り添い、あるべき姿をともに考え、解決する方法を一緒に作りながら進めていくことが、非常に有効です。

例えば、東京都の「新型コロナウイルス感染症対策サイト」の開発は、ITで地域社会の問題解決をめざす一般社団法人のコード・フォー・ジャパンが受託し、わずか1日半で公開されました。併せて、ソースコード共有サービスのGitHubに、オープンに公開することで、市民からの協力を得て、アクセシビリティやパフォーマンスの改善、新機能の追加などに結び付いています。

その後、全国各地のエンジニア有志などが相次いで各地域のサイトを公開しています。熊本県においても、学生やエンジニア等が集うコード・フォー・クマモトの有志でサイトが公開されるなど活動が活発化しています。

【参考】「デジタル庁とシビックテック」、「シビックテックによる市民協働型まちづくりの在り方に関する研究」横山 哲人氏より

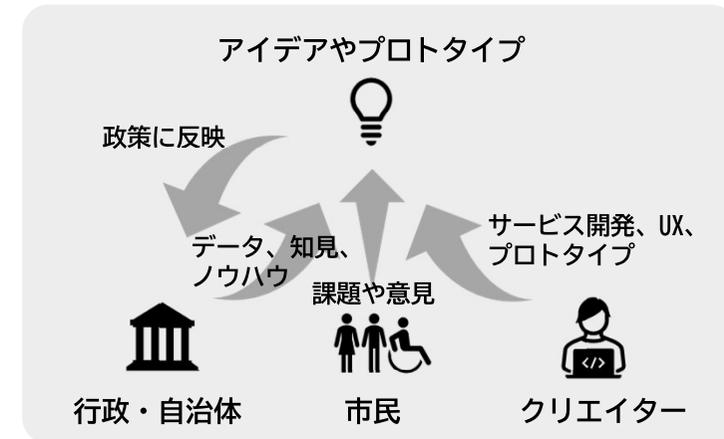


図 シビックテックとは
出典：CODE FOR JAPAN資料を基に作成



出典 熊本県新型コロナウイルス感染症対策サイト

2 国の動向

第2章 情報化を取り巻く環境

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

令和2年7月に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、すべての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現を目指していくことになりました。この計画は、「官民データ活用推進基本法」に基づき、令和元年6月に閣議決定されたものを、新たに、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会や価値観の変容と課題、施策策定の視点が多く盛り込まれた内容に変更したものです。

官民データ活用推進基本法

平成28年12月には、官民データの適正かつ効果的な活用の推進を目的とし、「官民データ活用推進基本法」が制定され、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現を目指し、行政手続きのオンライン化原則やオープンデータの推進等が明記されました。市町村に対しては、デジタル化を進めるにあたり、同法に即し、「市町村官民データ活用推進計画」の策定に努めることが努力義務とされました。同時に、国及び地方自治体はオープンデータに取り組むことが義務付けられました。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。

デジタル手続法

令和元年12月には、「デジタル手続法」が施行され、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠となるデジタル3原則として、「デジタルファースト(個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する)」、「ワンス オンリー(一度提出した情報は、二度提出することを不要とする)」、「コネクテッド・ワンストップ(民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)」が基本原則として明確化されました。

2 国の動向

第2章 情報化を取り巻く環境

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

令和2年12月、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンとする「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されるとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」が改定され、情報システムの標準化、共通化など地方公共団体に関連する施策も加速することとされました。

自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の推進

令和2年12月、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、国による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を策定し、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進など6つの重点取組事項などが示されました。

今後、地方公共団体自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性の向上や業務効率化を図り、行政サービスの向上に繋げていくことが求められています。

<計画の目的>

デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みを揃えていく必要があります。このため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめられました。

<重点取組事項>

- ◆ 情報システムの標準化・共通化
- ◆ マイナンバーカードの普及促進
- ◆ 行政手続のオンライン化
- ◆ AI・RPAの利用促進
- ◆ テレワークの推進
- ◆ セキュリティ対策の徹底

<自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項>

- ◆ 地域社会のデジタル化
- ◆ デジタルデバイド対策

<その他>

- ◆ BPRの取組の徹底
- ◆ オープンデータの推進
- ◆ 官民データ利活用推進計画策定の推進

2 国の動向

第2章 情報化を取り巻く環境

デジタル田園都市国家構想

デジタル田園都市国家構想は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとしています。

これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進するとしています。

また、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度から令和9年度までの5か年の新たな総合戦略を策定されました。

地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略の改訂を行うこととされています。

地域ビジョン実現に向け、政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示するとしています。

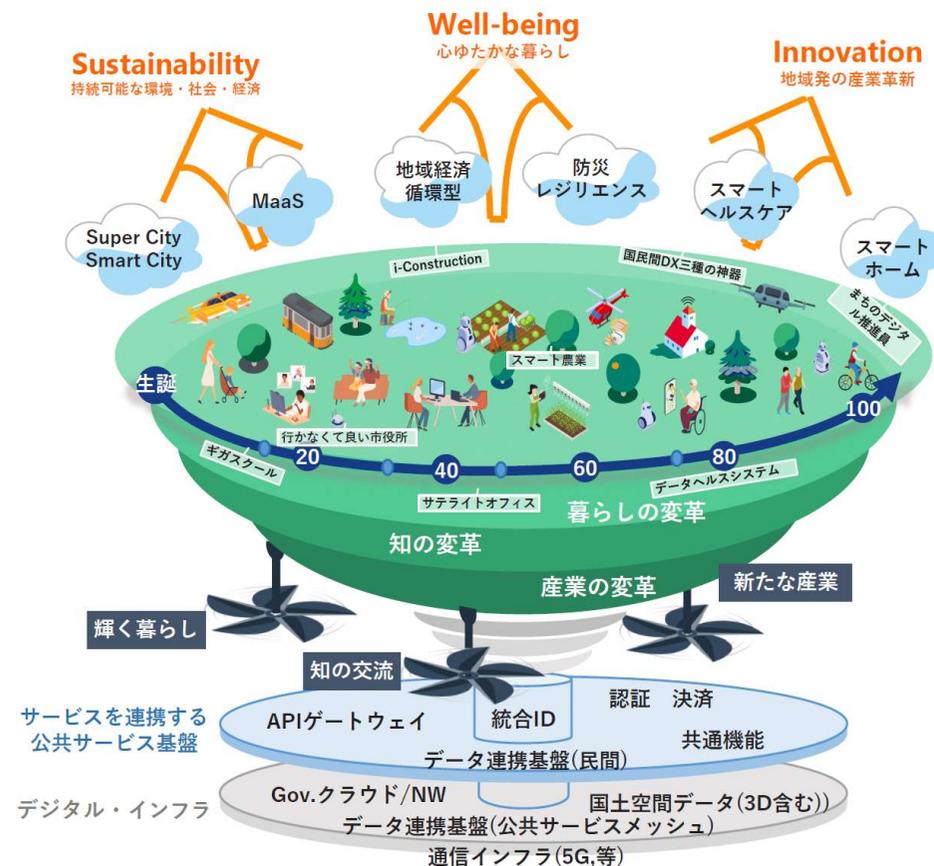


図 デジタル田園都市国家構想の取組イメージ

出典 デジタル田園都市国家が目指す将来像について (デジタル庁)

2 国の動向

アナログ規制の点検・見直し

行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするものです。

この「アナログ規制」が、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があります。

国は、デジタル化を真の意味で達成し、社会全体を豊かにしていくために、デジタル改革、行政改革、規制改革といった三位一体の改革を通じた構造改革により社会全体の仕様をモデルチェンジする必要があるとしています。

具体的には、「目視規制」であれば高精度カメラやドローン等の技術の活用、「実地監査規制」や「常駐・専任規制」であれば遠隔監視装置やオンライン会議技術の活用により、それぞれの規制の趣旨・目的を損なわずに、デジタル完結・自動化原則に適合した形で規制の合理化を図ることができると考えられています。

また、「定期検査・点検規制」については、リアルタイムモニタリング等のデジタル技術を活用することで、機動的で柔軟な継続的な改善を可能とする規制に転換することや規制の合理化を図ることができると考えられています。

国は、約1万条項の「アナログ規制」を令和6年6月までに廃止し、デジタル技術を利用できるようにする一括法案を提出する見込みです。

本市においても、様々な規制や事務処理のルールが、法令等に則りアナログ的な手法を前提としているため、法令等の改正により同様に規制の点検・見直しが必要となります。

この見直しにより、デジタルの力を最大限に発揮することで、民間の最新技術の導入・投資の加速化や行政コストの一層の削減が見込まれます。



3 熊本県の動向

第2章 情報化を取り巻く環境

熊本県は、令和3年3月に「新しいくまもと創造に向けた基本方針」を踏まえ、「県民誰もが ICT の恩恵を享受し、安全安心便利なくらしができる超スマート社会くまもとの実現」に向けて、熊本県における情報化施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる「熊本県情報化推進計画」を策定し、令和3年度から令和5年度の3年間で取り組む方向性や施策を示しています。

県計画は、「熊本県官民データ活用推進計画」（平成30年策定）及び「電子県庁システム化実施計画」（平成14年策定）の計画内容が統合されています。

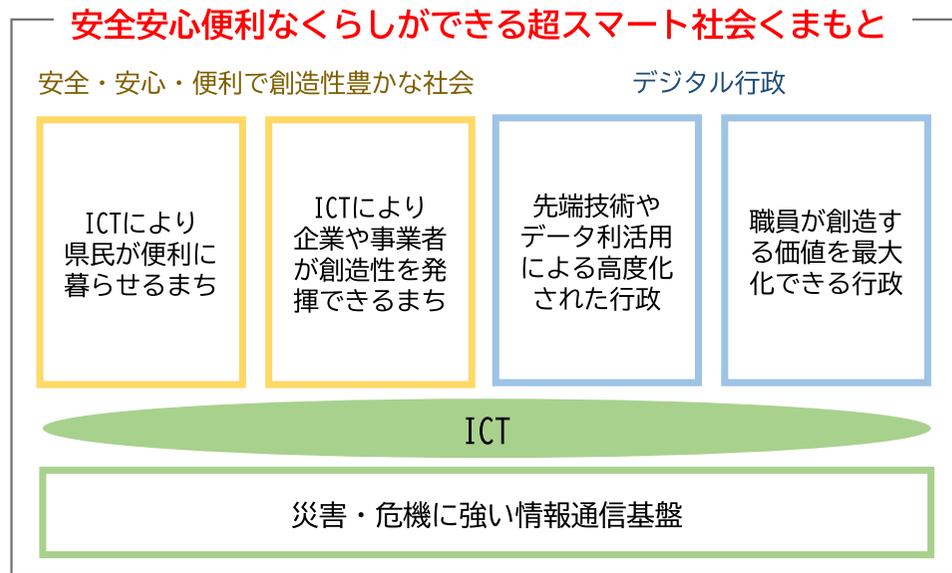


図 熊本県がめざす姿
出典 熊本県情報化推進計画

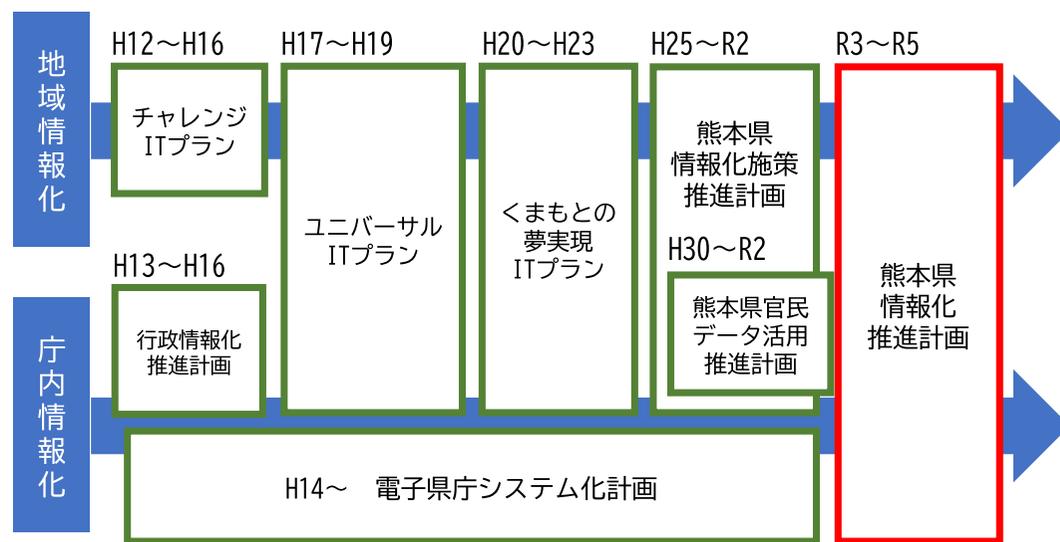


図 熊本県の情報化計画の変遷

3 熊本県の動向

第2章 情報化を取り巻く環境

「熊本県情報化推進計画」においては、10年後のめざす姿の実現に向けて、今後3年間で下記の施策のもと、取り組むこととしています。また、その他の方針として、産学官が連携してDXを推進していくための方針「くまもとDXグランドデザイン」や教育の情報化に特化した推進方針「熊本県教育情報化推進基本方針」が策定され、熊本県のより良いまちづくりを目指した取組が行われています。

1 安全・安心・便利で創造性豊かな社会の実現

(1)ICTを活用するための環境整備

① ICTインフラの整備推進	携帯エリアの不感地域や光ファイバ未整備地域の解消
② オープンデータ等のデータ利活用の推進	県が保有するデータの公開によるデータ利活用社会の実現
③ 行政手続の3レスの推進(ペーパーレス・キャッシュレス・ハンコレス)	申請等のオンライン化や県施設利用料のキャッシュレス収納
④ マイナンバー制度の活用	カード取得率の向上、住民票のコンビニ交付の拡大等

(2)県民が便利に暮らせるまち

⑤ 【地域】ICT等を活用した持続可能な地域づくり	市町村が取り組む移住定住や買い物支援等へのICT活用
⑥ 【子育て】子育て支援の充実	「聞きなっせAI くまもとの子育て」の共同利用、多言語対応
⑦ 【医療】くまもとメディカルネットワークの構築推進	医療機関等の増や県民参加の促進
⑧ 【生活】ICTを活用した消費者問題対応力強化	県消費生活センターや市町村窓口でのオンライン相談
⑨ 【教育】ICTの活用による魅力ある学校づくり	県立学校における児童生徒1人1台端末の整備促進
⑩ 【安全・安心】安全・安心なICT利用の促進	青少年向けフィルタリングの普及やサイバー犯罪被害防止

(3)企業や事業者が創造性を発揮できるまち

⑪ 【介護】介護職員の負担軽減や業務効率化	介護施設・事業所への介護ロボット・ICTの導入支援
⑫ 【産業】地場企業の生産性・競争力向上の実現	企業のIoT等技術導入、DX推進、人材育成・獲得の支援
⑬ 【地域】eスポーツによる地域活力創造	情報発信や民間イベントの連携による観光振興
⑭ 【観光】スマートツーリズム等の推進	デジタルマーケティング、阿蘇Maasモデル、ECサイト拡充
⑮ 【農林水産業】スマート農林水産業の着実な展開	スマート農業機器の活用、森林クラウド運用、漁業ICT化等
⑯ 【建設】公共土木施設の管理等の効率化	道路台帳や浸水想定区域図等の一元的なデータ共有・公開

(4)災害や危機に強いまち

⑰ HP、SNS等の活用によるスマート防災の推進	HP、SNS、メール等の多くの手段による防災情報の発信
⑱ ネットワークの強靱化	災害に備えたインターネットサービスやネットワーク強靱化

(5)ICT活用による「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」の推進

2 デジタル行政の実現

(1)先端技術やデータ活用による高度化された行政

⑲ 庁内の業務プロセス改革・データ利活用の推進	ペーパーレス化、電子決裁、RPA・AIの活用、EBPM等
⑳ 行政手続の3レスの推進(ペーパーレス・キャッシュレス・ハンコレス)	申請等のオンライン化や県施設利用料のキャッシュレス収納
㉑ 県・市町村システム等の共同利用の推進	各種システムやAI等の共同利用や自治体クラウド移行
㉒ 市町村の行政手続オンライン化やシステムの標準化支援	行政手続のオンライン化や業務プロセス改革の支援

(2)職員が創造する価値を最大化できる行政

㉓ 県庁・学校・警察の働き方改革	オンライン会議やテレワークの推進(災害時活用含む)
㉔ 業務システムの最適化	業務の標準化やカスタマイズ抑制によるコストの最適化
㉕ セキュリティの確保	セキュリティ対策システム等の運用、職員のリテラシー向上

(3)災害や危機に強い行政

㉖ ネットワークの強靱化	多様な通信手段の確保やネットワーク冗長化
--------------	----------------------

<その他の方針>

➤ くまもとDXグランドデザイン

産学官が連携してDXを推進していくための羅針盤

➤ 熊本県教育情報化推進基本方針

ICTを活用した学校づくりを推進するための教育情報化の基本方針

図 熊本県情報化推進計画における施策 (出典:熊本県情報化推進計画)

3

第3章 情報化推進の方向性

- 1 玉名市がめざす姿
- 2 めざす姿を実現するための基本方針
- 3 重点課題と横断的目標
- 4 計画の体系



1 玉名市がめざす姿

情報化の推進は、行政課題や地域課題をデジタルツールを活用することで解決し、新たな価値の創造等が可能となります。デジタル社会の進展に伴う社会変容への確に対応し、『人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち玉名』の実現に向けて、本市がめざす姿（ビジョン）を以下のとおり設定しました。

全ての市民に、寄り添うデジタル行政

- 行政の様々な分野にAIやRPA等のデジタル技術を活用し、効果的・効率的な質の高い行政サービスを提供するデジタル市役所の構築
- 誰一人取り残さない、人に優しい市民サービスの構築
- デジタル技術の活用による業務の効率化、課題の解決

デジタル技術が地域社会に溶け込み、 活気に溢れ、便利で暮らしやすいスマートなまち

- デジタル技術の活用による、安全・安心・快適で、誰もが住みよい・住み続けたいまち
- 市民の暮らしや地域産業を支え、市地域全体の活性化を図る
- 次世代を担う若者たちが活躍できるまち

多様化するニーズに迅速かつ柔軟に対応できる 行政組織

- 社会や市民ニーズの変化を迅速かつ的確に把握し、柔軟に対応できる組織の構築
- 事務事業・業務フローの抜本的な見直しによる効率化
- デジタル技術を活用した働き方改革、活気あふれる行政組織の実現

デジタル技術で人と人がつながり、 共に考え、共に創るまち

- 官民の垣根を超えたデータ利活用や官民連携によるプロジェクト実施によるイノベーションの創出が可能な環境づくり
- 市民・地域団体・市民活動団体・企業・事業所・行政が課題や目標を共有し、協力する仕組みづくり（協働のまちづくり）

人と自然が輝き
やさしさと笑顔に
あふれるまち 玉名

2 めざす姿を実現するための基本方針

第3章 情報化推進の方向性

本市のめざす姿を具体的に実現するため、第1章 計画の範囲に沿って、次に示す3つの情報化推進のための基本方針を定めます。

1 デジタル活用による暮らしの利便性向上

暮らしの情報化

デジタル技術の活用により、誰もが便利で質の高いサービスを楽しむことができる環境を整備し、行政手続き等に係る時間と距離の短縮を図ります。また、社会インフラ設備の維持管理業務をはじめ、公共施設の管理、教育のデジタル化など暮らしに関わる情報化や、使える人と使えない人のデジタルデバイドの解消に向けた取組など、デジタルを通じて市民がより明るく安心して暮らせる情報化へ取り組みます。

2 地域社会のデジタル化による魅力向上

地域社会の情報化

人口減少や高齢化の進展、自然災害の激甚化・多発化、地域経済の規模の縮小など地域課題の解決に向けたデジタル活用や市の新たな価値の創造を目指します。また、地域の経済を支える農林水産業や商工業などの更なるデジタル技術の活用に向けた取組を推進します。

3 デジタル業務改革による行政業務の効率化

行政の情報化

多様化するニーズや諸課題の解決、持続可能な行政サービスの提供を目指し、事務事業・業務フローの見直し、デジタル技術の活用による効率化・省力化を進め、市民との相談や地域との対話など、職員でなければできないコア業務に注力できる環境を整備します。

3 重点課題と横断的目標

情報化推進のための3つの基本方針を実現していく上で、解決していくべき課題を明確にしておく必要があります。

本計画では、解決すべき課題項目を3つの基本方針に基づき、「重点課題」として定義します。

また、情報化を推進するにあたり、共通して留意すべき横断的な視点があります。特に重要な課題と考えられる事項を、「横断的目標」として位置付けます。

1 デジタル活用による暮らしの利便性向上

重点課題1 住民の多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供

重点課題2 情報格差のない暮らしの実現

重点課題3 新しい時代の学びの環境整備

2 地域社会のデジタル化による魅力向上

重点課題4 デジタル技術を活用した持続可能な地域産業づくり

重点課題5 快適にいきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現

重点課題6 まちの魅力向上による訪れたくなるまちづくり

3 デジタル業務改革による行政業務の効率化

重点課題7 行かない、待たない、書かないデジタル市役所の実現

重点課題8 サービスの向上に向けた効率的・効果的な業務改善

重点課題9 DX時代にふさわしいセキュリティ環境の強靱化

横断的な視点に立った目標

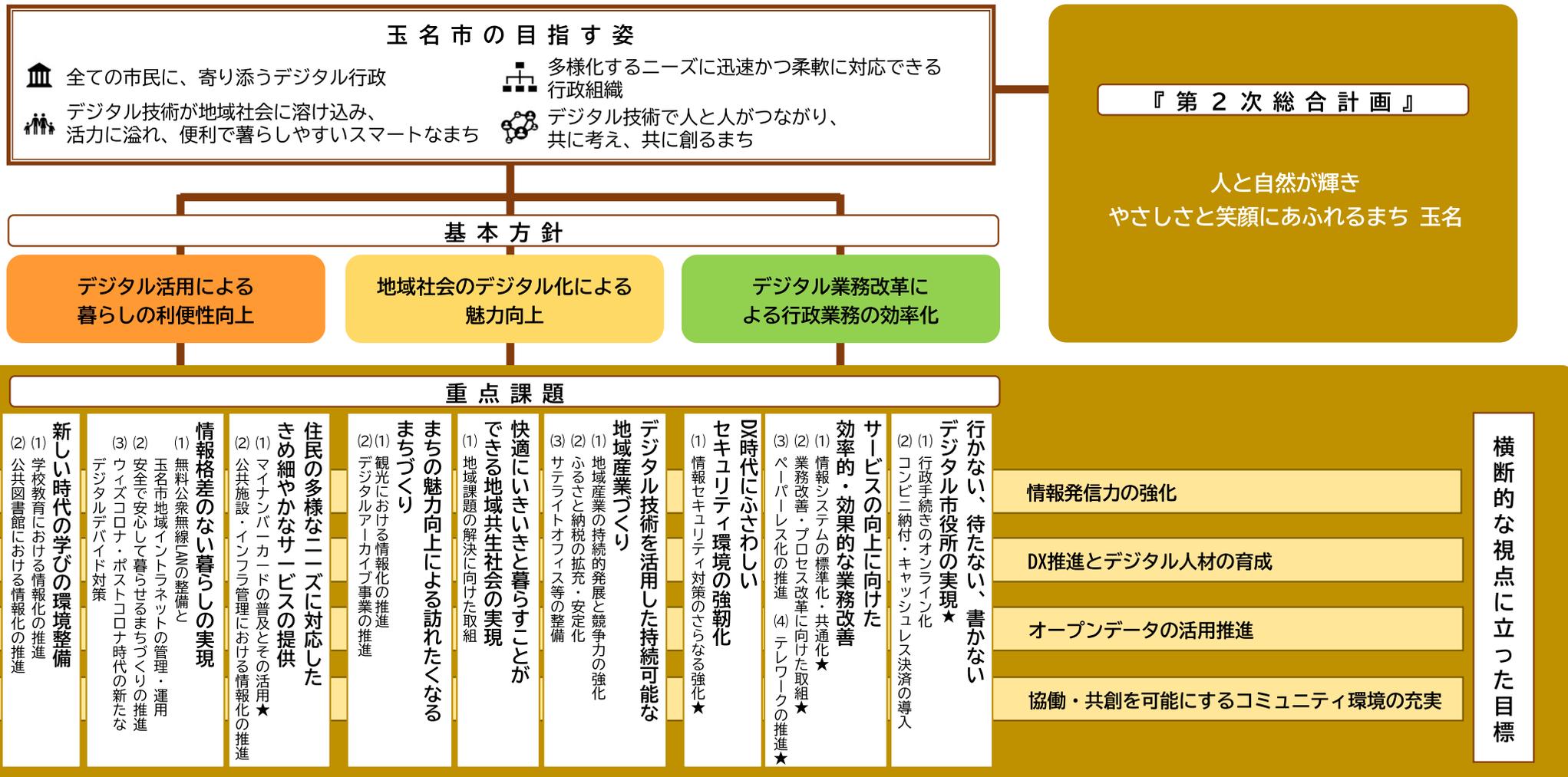
横断的目標1 情報発信力の強化

横断的目標2 DX推進とデジタル人材の育成

横断的目標3 オープンデータの活用推進

横断的目標4 協働・共創を可能にするコミュニティ環境の充実

4 計画の体系



★：自治体DX推進計画における重点取組事項

4



第4章 本市における情報化の現状と今後の取組

- 1 インターネット等の利用状況
- 2 人口・高齢化の現状とその推計
- 3 取り組む施策
 - 3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）
 - 3-2 地域社会のデジタル化による魅力向上（基本方針2）
 - 3-3 デジタル業務改革による行政業務の効率化（基本方針3）
 - 3-4 横断的な視点に立った目標

1 インターネット等の利用状況

デジタル技術が急速に進展する中、市民のデジタル機器の利用やインターネットの利活用も生活の一部となってきました。特に、スマートフォンは、急速に普及しており若者から高齢者まで幅広い年代層で利用されています。

また、インターネットの利用目的については、これまでは電子メールの送受信やホームページの閲覧などが目立っていましたが、各種サービスアプリをはじめ、SNSの利用やインターネットショッピングなど、利用されている用途も多岐にわたっています。

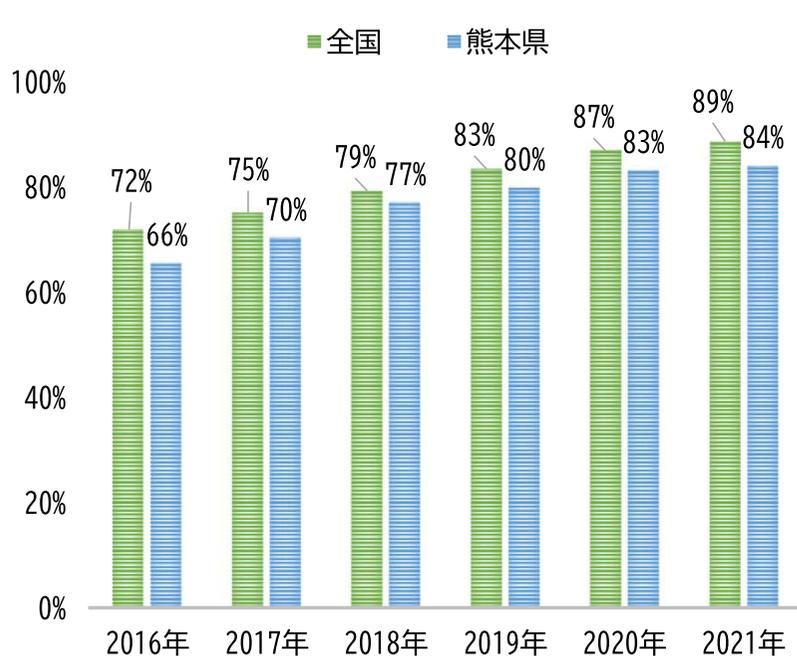


図 スマートフォン所有率（世帯）

出典：総務省通信利用動向調査

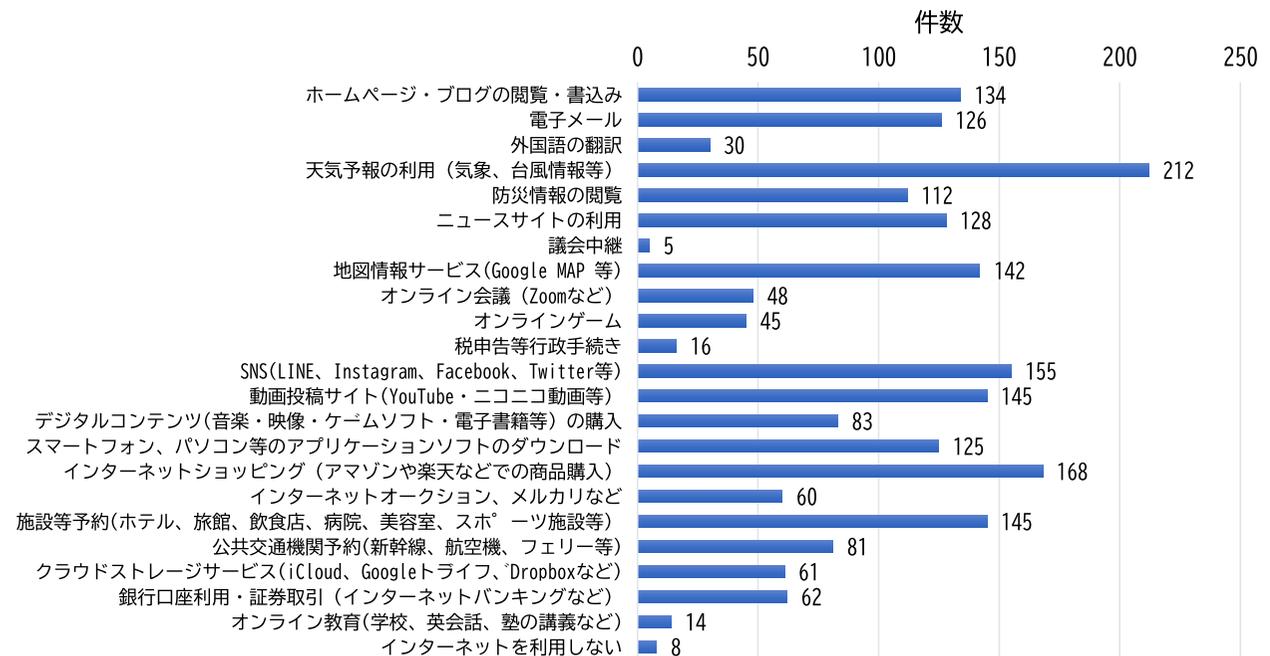


図 インターネットの利用目的

出典：玉名市のまちづくりと情報化に関するアンケート調査

2 人口・高齢化の現状とその推計

第4章 本市における情報化の現状と今後の取組

本市の人口は、戦後の帰還者やベビーブームにより増加し、1955年に78,716人とピークを迎えました。その後は一時的な増加はあるものの、概ね減少傾向にあり、2020年10月時点での人口は、64,292人となっています。また、高齢化率は1950年時点では6.3%で、年々上昇し、2015年では31.2%まで上昇しています。

国立社会保障・人口問題研究所は、2015年以降も人口は減少し、高齢化率は上昇傾向が続くと推計しており、2040年時点で本市の人口は約5万人、高齢化率を約40%と推計しています。

人口減少を止めることは難しいですが、人口減少を少しでも緩やかにしていくことが必要です。そのためには、住み続けたいまち、住んで良かったと思えるまちづくりが重要となり、デジタル技術の活用は、課題解決の手段として期待されています。

また、デジタル技術は、急速な進展とともに様々なところで活用されており、情報を得られる人と得られない人等のデジタルデバイド(情報格差)は、さらに広がることとなります。

その対策としても、進行する高齢化に備え、情報弱者への早急な対応が重要になります。

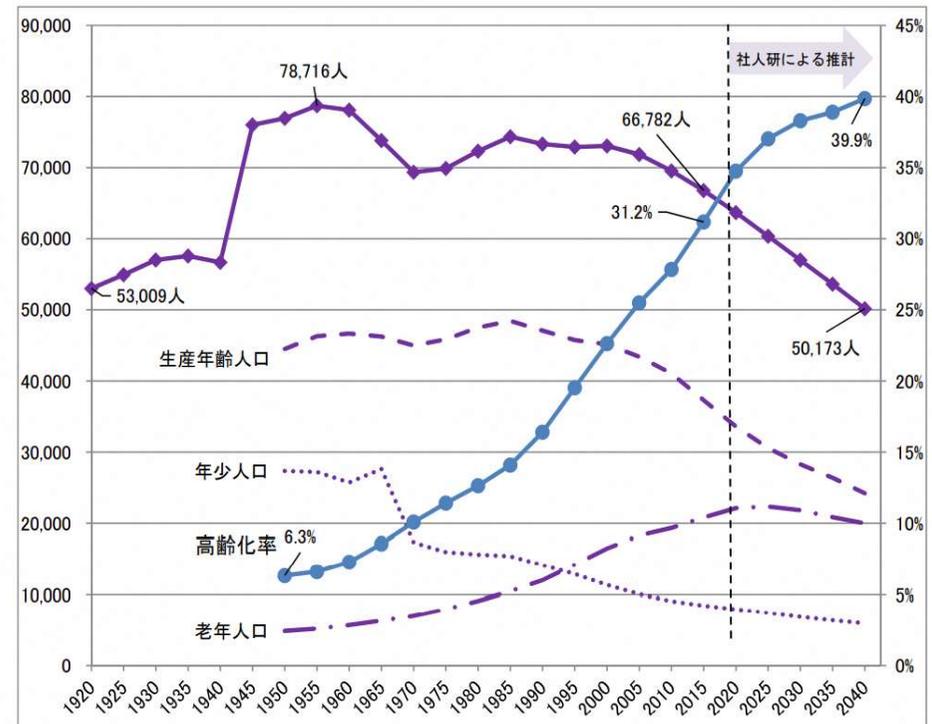


図 人口・高齢化率の推移

出典：玉名市人口ビジョン、総務省「国勢調査」(1920～2010)、国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」(2015～2060)

3 取り組む施策

3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）

重点課題1 住民の多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供

(1) マイナンバーカードの普及促進とその活用

本市では、マイナンバーカードの普及促進に向けて、サポートセンターの設置や庁外における出張申請受付、交付窓口の休日・夜間対応など、申請の促進及び交付体制の充実を図っています。国は、普及策の強化として、マイナポイント事業や健康保険証としての利用などの策を講じていますが、令和5年2月末時点で、全国での交付率は63.5%、熊本県での交付率は64.8%、本市での交付率は58.3%の状況です。現在、第2弾となる「マイナポイント事業」の後押しもあり、交付率が急激に伸び、窓口の混雑や交付に伴う事前設定が追い付かないなどの課題が生じており、申請受付・交付体制の更なる強化を進めています。

マイナンバーカードの利活用としては、市民の利便性向上及び窓口交付業務の効率化を目指し、令和2年4月から、マルチコピー機を設置している全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写しをはじめ、戸籍、印鑑登録証明などの各種証明書を取得できるサービスを行っています。

今後、さらなる普及促進に向けて、サポート体制の強化を図るとともに、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化など、利便性の高い行政サービスの提供を進めます。

また、マイナンバーカードからの個人情報の漏洩等に不安を持たれている方も多いことから、マイナンバーカードに記録されている情報※へアクセスする場合、個々が設定したパスワードが必要であり、無理やり情報を取り出そうとした場合、ロックをかける等の対策が行われているなどを広く周知し、利便性の向上及び普及促進に努めます。

【★自治体DX推進計画 重点取組課題 マイナンバーカードの普及促進】

【参考】マイナンバーカードのICチップに記録されている情報は、券面に印刷されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、電子証明書と住民票コードです。

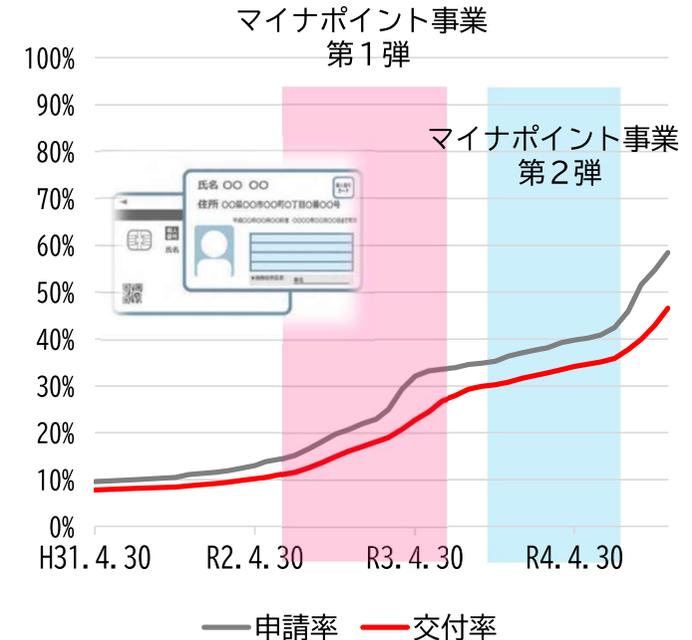


図 本市におけるマイナンバーカードの取得率

3 取り組む施策

3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）

重点課題1 住民の多様なニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供

(2) 公共施設・インフラ管理における情報化の推進

近年、公共施設管理や社会インフラの維持管理など、データやデジタル技術を活用し、アナログ的な業務の簡素化・効率化が行われています。

① 公共施設の管理・運用における情報化

本市では、学校体育施設の有効活用として、玉名市立小中学校の体育館、運動場及び武道場を、学校教育に支障のない範囲で開放しています。令和4年3月から、施設利用者の利便性向上と運用管理の省力化を目的として、施設予約システムを導入しています。

本システムは、窓口とWebからの施設予約が可能で、利用時に施設の鍵をオンライン化(パスワード通知)することで、鍵の受け渡しを不要としています。

今後は、本サービスの周知と使用料の決済方法検討を行います。また、対象施設の拡充等に努めます。

② 社会インフラの維持・管理における情報化

社会インフラの維持管理や環境影響の交通調査等に、デジタル技術の活用を行っています。

今までの技術では、人工、費用及び期間を要していたものが、センサー、ドローン、AIの活用など、積極的にデジタル技術の導入・検討を継続的に行い、効率化及び省力化に努め、暮らしやすいまちを目指して社会インフラの整備に取り組みます。



出典 熊本県玉名市施設予約システム ましかぎリモート



カメラセンサーによる交通調査のイメージ

3 取り組む施策

3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）

重点課題2 情報格差のない暮らしの実現

(1) 無料公衆無線LANの整備と玉名市地域イントラネットの管理・運用

無線LANは、スマートフォンやタブレット等の携帯端末の普及により、家庭やオフィス等での通信手段として、必要不可欠な環境となっています。

また、公衆無線LANは訪日外国人観光客や市外からの来訪者のニーズが高く、さらには、緊急時や災害時に電話回線が輻輳のために利用できない場合でも、利用できる通信手段としても有効です。

本市では、誰でも無料で利用できる公衆無線LANサービス「くまもとフリーWi-Fi」の導入を行っています。

現在、市内の13施設で利用が可能です。主要な施設への整備はおおむね完了していますが、今後多様化するニーズに応じ、設置場所の最適化及び拡充の検討を行います。

次に、本市の行政・教育ネットワークとして運用している「玉名市地域イントラネット」は、平成14年度の第1次及び平成17年度市町合併時の第2次整備を、国の補助事業を活用し実施しました。

「玉名市地域イントラネット」は自設により整備しています。九州電力やNTTが所有する電柱に共架しているため、電柱の使用料などは必要ですが、回線の使用料は不要であり、情報セキュリティの向上にも寄与しているほか、通信事業者が行うメンテナンス工事などによるサービス停止が極めて少なく、安定した運用と自営でのメリットを最大限に活かした運用を実現しています。

しかしながら、イントラネットで使用する光ファイバケーブルは、第1次整備時から20年が経過しています。通常、光ケーブルの耐用年数は概ね20年といわれており、老朽化による通信障害も懸念されます。また、公共施設においては「玉名市公共施設等総合管理計画」に基づく効率的な管理運営を行っており、整備当初は最大68か所あった接続施設も、施設の廃止や民営化などにより減少し、今後も施設の統廃合が進むことから、設備の更新については、ネットワークの安定した運用と費用対効果を重点項目として、民間サービスの利用を含めた検討を行います。



出典：熊本県公式HP

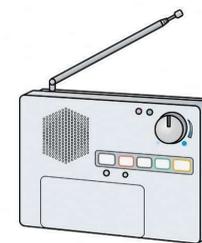
3 取り組む施策

3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）

重点課題2 情報格差のない暮らしの実現

(2) 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

災害時や緊急時の情報伝達手段として本市が導入している防災行政無線は、平成28年度から令和元年度にかけてデジタル化し、難聴地域解消として、屋外スピーカーの新設及び移設を行ってきました。



屋外スピーカーでは暴風雨により音がかき消されたり、気密性が高い住宅では聞こえにくい場合も想定し、放送した内容を市公式ホームページへ自動的に掲載し、同時に玉名市安心メール、玉名市公式LINEへの配信も行っています。また、インターネットを利用されていない方でも放送の内容を確認できる手段として、電話応答用ダイヤルに問い合わせることにより放送した内容を確認できる環境も整備しています。

さらに、令和4年度からは放送を屋内で受信することができる戸別受信機を高齢者世帯などへの条件付きで無償貸与しています。

今後、デジタルツイン環境構築により、二次元の地図に建物・地形の高さや建物の形状などを掛け合わせて作成した三次元の地図を活用・オープン化し、災害ハザード情報の可視化や災害シミュレーションの動的表示を行うことで、直感的にわかりやすく可視化し、災害に備える安全・安心な社会の実現を目指します。



3 取り組む施策

3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）

重点課題2 情報格差のない暮らしの実現

(3) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の新たなデジタルデバインド対策

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、生活様式や外出時の感染拡大防止のため、在宅でのテレワークが推奨されるなど働き方も大きく変容しています。

国が目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。

本市でのデジタルデバインド対策の取組として、高齢者等を対象に、スマートフォンの使い方をはじめ、LINEやキャッシュレス決済の活用、マイナンバーの解説など、ニーズの高いデジタル活用の支援講座を企画・実施しています。多くの方が受講いただいております。受講後のアンケートでも、スマートフォンやインターネットの知識やリテラシーの向上などのニーズが高いことが伺えます。また、すべての方に同じ情報を発信できる手段・方法として、広報誌（紙媒体）、ホームページ（Web）、SNSや玉名市安心メールなど複数の異なるメディアを活用する手法（メディアミックス）を取り入れ、情報格差の解消を図ります。

今後も、社会の変容に合わせて、高齢者のみならず、デジタルツールに不慣れな方やデジタル機器の扱いが難しい方への配慮等しつつ、さらなるデジタル技術の活用を行います。また、情報化の推進には、支援を行うデジタル人材が不可欠です。持続的な支援を目指し、民間企業をはじめNPO団体や地域おこし協力隊、デジタルを得意とする地域住民を対象に支援人材の確保・育成を検討します。



3 取り組む施策



3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）

重点課題3 新しい時代の学びの環境整備

(1) 学校教育における情報化の推進

令和元年6月「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、同年12月文部科学省は「GIGAスクール構想」を発表し、令和時代のスタンダードな学校像として、児童生徒及び教員に対する1人1台の端末と学校内への高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を全国一律に進め、多様な子供たちを誰一人取り残すことがない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる取組を進めています。さらに、令和2年度から順次導入された新学習指導要領において、「情報活用能力」を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとしています。

本市の学校教育情報化の現状と課題に対応するため、玉名市学校教育情報化推進計画「新しい学校スタイルの構築と校務の情報化の推進」（令和4年度～令和7年度）を基本方針に掲げ、3つの取組と9つの具体的取組事項を定め、目標達成を目指します。

取組1 情報活用能力の育成（児童生徒）

- (1) ICT機器の基本的な操作方法の習得と活用する力の育成
- (2) プログラミング的思考の育成
- (3) 情報社会に主体的に参画する態度と情報モラルの育成

取組2 ICTを効果的に活用した授業改善（教員）

- (1) ICTを活用した分かりやすく魅力ある授業づくり
- (2) ICT活用指導力の育成
- (3) タブレット端末持ち帰りによる、授業と家庭学習を循環させる主体的学習の推進

取組3 校務の情報化（教育委員会）

- (1) 校務の効率化を図ることによる、教員と児童生徒が向き合う時間の創出
- (2) 家庭や地域との連携・協力に向けた情報発信の推進
- (3) 情報セキュリティ対策の徹底

玉名市学校教育情報化推進計画 「新しい学校スタイルの構築と校務の情報化の推進」

目標

- 1. 日本教育工学協会における全小・中学校学校情報化優良校認定及び先進地域指定
- 2. 教員のタブレット活用スキル基本操作30項目の定着と授業における1日2回以上のタブレット端末の活用
- 3. 玉名市小中学生タブレット活用スキル一覧表に基づく、基本的な操作方法の確実な定着

3 取り組む施策

3-1 デジタル活用による暮らしの利便性向上（基本方針1）

重点課題3 新しい時代の学びの環境整備

(2) 公共図書館における情報化の推進

本市では、玉名圏域定住自立圏(玉名市、玉東町、南関町、和水町)を構成する3町の図書館(図書室)と市の図書館との間で、玉名圏域図書館等相互利用事業を行っており、圏域内住民は、それぞれの図書館(図書室)を利用することができます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出抑制や図書館の休館時でも図書館サービスを利用でき、来館困難者へのサービスの拡充及び市内小中学校に配備されたタブレットを活用した児童生徒への学習支援を目的として、令和3年7月から「たまな圏域電子図書館」の運営を開始しました。

今後は、課題やニーズを的確に分析し、ユーザビリティ(使いやすさ)の向上と利用登録者数及び利用率の向上を目指し、サービスの周知及び電子コンテンツの拡充を計画的に行い、新しい時代の学びの環境整備に努めます。本サービスは、24時間いつでも利用が可能で、高齢者や障がい者など来館が難しい人にとっても魅力のあるサービスになっており、多くの方がサービスの享受をできるよう推進します。



出典 たまな圏域電子図書館公式サイト
<https://web.d-library.jp/tamaken/g0101/top/>

3 取り組む施策

3-2 地域社会のデジタル化による魅力向上（基本方針2）

重点課題4 デジタル技術を活用した持続可能な地域産業づくり

(1) 地域産業の持続的発展と競争力の強化

デジタル技術の活用が進むことで、農業、建設、小売、エネルギー、医療、健康、教育に至るまで、あらゆる産業において変革が促され、多様な主体との連携により新たな価値を生み出すことが期待されています。

本市では、基幹産業である農業を対象とした助成制度※や迅速かつ便利な情報発信等を通じて、国の農業施策等事業を発信しています。

人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっており、ロボット技術やICTを活用した「スマート農業」を推進します。

また、その他の各産業分野への拡充も視野にDXを推進します。



※ 助成制度

- ① 市単独の補助事業 「玉名市農業機械等整備事業」（補助率1/4以内）
- ② 国の補助事業 「強い農業づくり支援事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）」（補助率1/2以内）、 「攻めの園芸生産対策事業」（補助率1/3以内）
⇒ドローン(消毒等)の導入をはじめ、自走式動力噴霧器やハウス自動開閉装置、ハウス自動水やり装置などの施設整備、設備整備に使用されています。

3 取り組む施策

3-2 地域社会のデジタル化による魅力向上（基本方針2）

重点課題4 デジタル技術を活用した持続可能な地域産業づくり

(2) ふるさと納税の拡充・安定化

近年はふるさと納税サイトが多数登場し、農産物などの特産品を幅広く紹介できる場が増えています。返礼品を通して、地域や特産品の魅力をアピールする場にもなっています。デジタル技術の活用が進み、ふるさと納税の申し込みが、スマートフォン等で簡単に申請・決済可能となり、手軽に寄附できる環境になっています。喫緊の課題である人口減少や感染症拡大等による経済・産業活動の縮小、戦後生まれの団塊の世代が高齢期に入ることによる社会保障費の増加等により、市財政は非常に厳しい状況であり、ふるさと納税は、この課題解決を実現する一つの手段として、重要な役割を果たす制度です。

本市でも、複数のふるさと納税サイトを活用した取組を行っており、住民と行政が制度の恩恵を最大限に享受できるように「ふるさと納税のPR」、「新規返礼品や体験型返礼品など魅力ある返礼品の開拓」などに努めます。併せて、ふるさと納税をきっかけに、地域の魅力をたくさんの人に知ってもらうことで、本市のファンづくりや観光促進へと繋げ、関係人口の創出・拡大を図ります。

(3) サテライトオフィス等の整備

市内にサテライトオフィス等の拠点施設を整備する民間事業者を支援します。県内外から本市への新たな企業の参入と人の流れを作り、雇用の拡大、市内外の企業間連携による生産性向上・付加価値やイノベーション創出等に繋げる、地域活性化支援策を検討しています。

整備方針としては、JR玉名駅から1km圏内の中心拠点として「交通結節点としてのワーキング創出」や「学生等の学びの場創出」を目指し、過疎地域に指定されている天水地域では「ジョブケーション拠点」や「スマート農業企業の進出の足場づくり」を目指し取り組みます。



3 取り組む施策

3-2 地域社会のデジタル化による魅力向上（基本方針2）

重点課題5 快適にいきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現

(1) 地域課題の解決に向けた取組

① 公共交通の維持・充実

市内の公共交通は、九州新幹線新玉名駅、JR鹿児島本線3駅（玉名駅、肥後伊倉駅、大野下駅）を有する鉄道と、玉名駅を起点とした路線バスが運行し、玉名温泉など主要な観光地、周辺市町を接続しています。また、路線バスの一部廃止に伴って、地域内の公共交通として予約制乗合タクシーが4地域（滑石・岱明地域、大浜・豊水・横島地域、玉陵地域、天水地域）で運行することにより、市民の移動手段として機能しています。

今後も、デジタル技術の活用を検討し、地域公共交通の利用促進及び利便性の向上を目指します。



② 子育て環境の充実

少子化と次世代を担う人材の育成が重要な課題であり、「子育て環境の整備」が必要不可欠です。保護者の利便性向上・負担軽減と保育の質の向上を目的として、公立保育所へのICT導入により、保育の安定供給と保育現場の環境改善を行います。保護者が欠席や遅刻連絡等をアプリで行うことで、正確な情報の伝達と時間の制約の解消を図り、保育所から緊急連絡や園だより等を一齐に配信が可能となり、保護者と保育所双方でのやり取りが可能となります。

また、入退出管理をシステム化することで、園児の登降園をリアルタイムで確認でき、徹底した安全管理が可能です。

このほか、給食献立の一齐配信によるアレルギー管理や保育日誌、健康記録のデータ化による事務の効率化・簡素化を図ることにより、園児と向き合う時間を創出することで、保育の質の向上を目指します。

今後、園児・児童・生徒のアレルギー疾患等情報をデジタル化することで、保育所、小中学校と正確な情報の伝達・共有を図り、子どもと保護者が安心して過ごせる環境整備に向けた調査・検討を行います。



3 取り組む施策

3-2 地域社会のデジタル化による魅力向上（基本方針2）

重点課題5 快適にいきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現

(1) 地域課題の解決に向けた取組

③ 超高齢化社会に向けてのデジタル化

加速する高齢化に伴い、介護サービスを利用する人が年々増加しています。この介護サービスを利用するためには、介護認定を受ける必要があり、サービス利用希望者の増加に伴い、認定までの期間の長期化や認定調査員等の負担増が見込まれます。現在、紙媒体の調査票を作成し、事務処理システムに手入力する作業が大きな負担となっています。そこで本市では、事務負担の軽減と認定期間の短縮を目的として、調査用のタブレット端末導入を有明広域行政事務組合とともに検討しており、これまで紙や人の手でおこなわれていた作業をデジタル技術の活用を行うことで、事務作業の効率化を図ります。

他の自治体の取組として、ICT活用による高齢者等の見守り環境の構築、データ活用による健康づくりの支援環境の整備やデジタル防災の社会実装など様々な分野で、地域課題の解決へ向けた取組が進められています。

国は、労働人口の減少による社会活力の低下及び所得水準の低下等に加え、地域社会のコミュニティ意識が希薄化する懸念があるとしています。また、社会保障費の増大、介護負担の増大等社会全体で高齢者の生活を支えていくような社会システムの構築等が急務であるとしています。

本市では、暮らしの質の向上や地域の活性化を目指し、高齢者がICTを日常的に活用し、ICTで活動領域を広げていけることで、高齢者が蓄積した知識・経験を生かして、若い世代との交流を促進し、介護予防と地域づくり等の社会参加を推進します。

今後、eスポーツ等の世代を問わず取り組める競技を取り入れた、地域住民の交流の場としてのイベントの創出や新たなコミュニティの構築を目指し、「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」の実現に取り組みます。



3 取り組む施策

3-2 地域社会のデジタル化による魅力向上（基本方針2）

重点課題6 まちの魅力向上による訪れたくなるまちづくり

(1) 観光における情報化の推進

ウィズ・アフターコロナを見据え、新しい日常に適応した観光振興策と賑わい創出を目指し、市公式観光案内サイト「タマてバコ」のコンテンツ充実、ICT(動画・Webサイト・SNS)を活用したデジタルプロモーションの展開、強化を行います。

また、働き方の多様化への取り込み策として、テレワーク等の活用による、新しい旅行需要の創出や地域と連携したワークেশョンの導入を推進します。



(2) デジタルアーカイブの推進

日本では、東日本大震災を契機に、災害から文化財や書物などの情報を守るために、デジタルアーカイブ化する動きが活発化しています。

本市では、合併前の1市3町や本市が発行した文書資料の一部を、デジタルアーカイブとして公開しています。

文化財や歴史的資料の整理・保存・データベース化を実施し、地域の歴史・文化を次代に受け継ぐとともに、一般公開をすることで新たな魅力を創出し、誘客につなげる取組として、歴史博物館資料などのデジタルアーカイブ化を進めます。



【参考】博物館法の一部を改正する法律により、博物館の事業に博物館資料のデジタルアーカイブ化を追加

3 取り組む施策

3-3 デジタル業務改革による行政業務の効率化（基本方針3）

重点課題7 行かない、待たない、書かないデジタル市役所の実現

(1) 行政手続きのオンライン化

インターネットを利用して、行政手続きが行える電子申請は、いつでも、どこからでも申請や届出ができるサービスです。国の自治体DX推進計画に基づき、「特に国民の利便性向上に資する手続」(31手続)を中心に、本市でも子育て、介護に関する27手続については、オンラインによる申請等の手続データを受信・確認する申請管理システムを整備し、マイナポータルを活用したオンライン化に取り組んでいます。それ以外の手続についても担当課への情報提供や積極的な働きかけを行い、マイナポータル以外の手法を含め、オンライン化の検討・拡充に取り組めます。

また、住民がインターネットを利用して各種申請や届出等を行うことができるサービス、くまもと電子申請窓口「よろず申請本舗」が令和3年5月にリニューアルされ、熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」に名称が変更されました。本サービスは、マイナンバーカードの電子証明書を利用して本人確認を厳格に行う手続きから、利用者登録を行わずに届出などが簡単にできる手続きまで多様な用途に対応しており、利用者の利便性に配慮したシステムとなっています。利用者側の画面デザインが変わり、申請手続きがわかりやすく表示され、スマートフォンやタブレット端末での表示に対応しています。

併せて、オンライン手続きが進んでも、対面を必要とする手続きや窓口で取り扱わなければならない手続きも一部残ることが予想され、「書かない窓口」の実現に向け、利便性の向上を目的とし、マイナンバーカード等を活用した申請システムの導入を検討します。



(2) コンビニ納付・キャッシュレス決済の導入

住民票や各種証明書の発行に伴う手数料の徴収、市税や介護保険料の納付など、利用者が決済を行う場面が多々あります。本市では、これまで市税・公金等の納付方法として口座振替を推奨していますが、口座振替は50%程度に留まっており、市役所や金融機関の窓口での納付が多い状況です。令和5年度より、コンビニ納付・キャッシュレス決済を導入することで、人の分散化を図りつつ、感染症のリスク抑制及び利便性の向上を目的として運用を開始します。



【★自治体DX推進計画 重点取組課題 行政手続きのオンライン化】

3 取り組む施策

3-3 デジタル業務改革による行政業務の効率化（基本方針3）

重点課題8 サービスの向上に向けた効率的・効果的な業務改善

(1) 情報システムの標準化・共通化

本市では、住民基本台帳、税、福祉などの住民情報を全般的に取り扱うシステムや財務会計など内部の事務処理を全庁的に取り扱うシステムを「基幹業務システム」と称して運用しています。本システムは、多くがWebアプリケーションを利用したオープンシステムで、庁舎内にサーバなど機器を保有・管理するオンプレミスの形態をとっており、平成17年の市町合併時に導入を行って以降、サーバなど機器の保守期限到来に合わせ概ね5年の周期で、システムの再選定及び機器の更新を行ってきたところです。

これまで自治体では、個別にシステム開発・運用を行ってきたため、維持管理や改修にかかる負担が大きかったり、自治体間での連携が取りづらい等の課題がありました。そこで国は、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるとして「ガバメントクラウド」を推進しています。人的・財政的な負担の軽減や行政サービスの効率化等を目指し、各自治体の情報システムを国が定める標準準拠システムへ、令和7年度までに移行することを法律で義務付けており、基幹業務システムの標準化・共通化に向けた取組を行っています。

基幹業務システムの更新は、国・他自治体の自治体クラウド化の動向や情報システムの技術革新の動向を踏まえて、充実した市民サービスの提供と効率的な事務処理を継続できるようにすることが重要となります。現行システムの更新は、サーバなど機器の保守期限が到来する令和7年度の予定であるため、国の方針に準じて、令和5年度を目途に更新の方針について検討を行います。まずは、標準仕様と現行システムの差異等について分析を行いつつ全体スケジュールを立て、標準化準拠システムへの円滑な移行を図ります。

【参考】 自治体情報システムの標準化・共通化 国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する基幹系システム20業務

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

【★自治体DX推進計画 重点取組課題自治体の情報システムの標準化・共通化】

3 取り組む施策

3-3 デジタル業務改革による行政業務の効率化（基本方針3）

重点課題8 サービスの向上に向けた効率的・効果的な業務改善

(2) 業務改善・プロセス改革に向けた取組

行政事務を効率化、合理化し、住民サービスの向上と財政の健全化を図るため、定型業務については民間委託等の推進やAI・RPAの導入を検討します。AI・RPAに適した導入効果大きいと期待される業務をモデル事業として導入に取り組み、成果や課題等を検証したうえで導入する業務の範囲を拡大していきます。また、継続して安定的にAI・RPAを運用するため、導入や運用に関する方針を作成します。

令和4年7月には、デジタル化・アウトソース化等を検討することにより、行政事務の効率化及び生産性の向上を図り、行政運営の効率化に向けた取組を推進することを目的として、本市と凸版印刷株式会社は「行政DXの推進に関する協定」を締結しました。本協定において、業務上の様々な課題解決や、行政運営の効率化を目指し、業務の可視化と分析を実施し、課題の把握と対策の検討・実施を進めています。

【★自治体DX推進計画 重点取組課題 AI/RPAの活用促進】

(3) ペーパーレス化の推進

本市では、タブレット端末の導入と無線化技術の活用により、議会において、会議資料等を電子化し、ペーパーレス化を実施することで、事務作業の効率化とコストの削減に努めています。今後は、庶務管理システムを用いた電子決裁や庁内会議におけるペーパーレス化について検討を進め、紙媒体を用いずとも事務処理が可能なものは積極的にペーパーレス化を図ります。また、行政手続のオンライン化を推進することで市民からの申請、請求等の手続についてもペーパーレス化を図ります。



(4) テレワークの推進

自治体におけるテレワークの推進については、LGWANを活用した在宅勤務の実証実験やオンライン相談窓口の導入などの検証が行われています。本市においても、災害や感染症拡大時における業務継続、職員のワークライフバランスの向上を目指し、在宅勤務、モバイルワークやオンライン会議の実施等、場所にとらわれない働き方の検討を進めます。



【★自治体DX推進計画 重点取組課題 テレワークの推進】

3 取り組む施策

3-3 デジタル業務改革による行政業務の効率化（基本方針3）

重点課題9 DX時代にふさわしいセキュリティ環境の強靱化

(1) 情報セキュリティ対策のさらなる強化

今日の情報セキュリティをめぐる状況は、日々刻々と新たなリスクや脅威が発生するなど著しく変化しています。市民から預かった情報資産を守り、情報漏えいやシステム障害による市民サービスを停止等がないよう努めます。

また、国の情報セキュリティに関する各種ガイドラインを参考にセキュリティポリシーの見直しを行い、最新のセキュリティ関連情報や技術動向を注視し、常に技術的に強固なセキュリティ対策を講じます。

さらに、定期的な職員研修やセキュリティ監査の実施により、職員全てのセキュリティ意識の向上を図り、より厳格な運用に努めます。

【★自治体DX推進計画 重点取組課題 セキュリティ対策の徹底】



3 取り組む施策

3-4. 横断的な視点に立った目標

横断的目標1 情報発信力の強化

インターネットをはじめとする情報通信技術の進化により、マスメディア等を通じてしかできなかった情報発信が、今や個人が情報源として発信できる時代になってきました。市内においては、光インターネットやCATVなど多様な情報発信環境が整備されてきました。最近では、LINEやTwitter、Instagramなどに代表されるSNSが新たな地域情報の発信ツールとして注目されています。今後は、この情報発信環境を最大限に活用することが、地域情報化の実現につながっていく重要な手段です。

本市の情報発信は主に、お知らせや各種制度、イベント情報、観光情報など多くの情報を、「広報たまな」と「玉名市公式ホームページ」で行っています。市ホームページは、導入・運用開始からの年数が経過しており、閲覧する側と発信する側の双方で多くの課題が見受けられます。今後、ユーザビリティ・アクセシビリティに考慮したデザイン・レイアウトの検討及びCMSの見直しを含め、全面リニューアルを予定しています。

また、令和2年7月には、玉名市LINE公式アカウントを開設し、生活情報をはじめ、イベント情報や市政情報、緊急情報などを中心に発信しています。現在、LINEの機能を活用した新たな行政サービスを模索しており、市民の利便性向上に取り組んでいます。

さらに、令和5年度には地図情報（都市計画用途区域、道路(市道)網図、上下水道管路図、ハザードマップ）をインターネットへ公開することで、来庁することなく地図情報の確認が可能となります。

加えて、二次元の地図に建物・地形の高さや形状などを掛け合わせて作成した三次元の地図に、建築物の名称や用途などの多様な情報を加え、都市空間そのものをデジタル上で再現した3D都市モデルの構築を行っています。今後、この3D都市モデルデータをオープン化することで、誰でもデータを活用することができ、様々な分野での地域課題の解決や新たな価値創造をもたらすことが期待できます。

身近で便利な市役所を目指すため、デジタル技術も活用した情報発信力を強化し、地域情報化の推進に努めます。

【参考】3D都市モデルに係るデータ更新については、概ね5年ごとを予定しています。



3 取り組む施策

3-4. 横断的な視点に立った目標

横断的目標2 DX推進とデジタル人材の育成

全庁的・横断的な推進体制の構築のため、職員が自主的・自律的に業務プロセスの見直し、AI・RPA等を活用した業務改革(BPR)の実践及びICT技術の活用した実務に即した課題解決について、適切な判断や助言を行うことができる人材の育成が急務です。

DX推進を担う人材育成を進め、職員の意識や組織文化の改革につなげていくことにより、あらゆる分野におけるイノベーションを誘発し、市民が便利さを実感できるように取り組めます。また、DX及び本計画の推進のため、研修等の機会の創出とともに、必要に応じてワーキンググループを構成し、部署や所管業務を超えた取組を行います。

社会情勢や技術動向等の急速な変化への状況を観察し、素早く判断し臨機応変に対応できる体制の構築を行います。

主なDX推進取組事項の工程表

DX推進計画重点取組事項	目標時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)
(1) 情報システムの標準化・共通化	令和7年度	標準仕様書との比較分析・移行計画策定		システムの導入・移行		運用	
(2) マイナンバーカードの普及促進	令和4年度末	普及促進	普及促進・利活用検討・実施				
(3) 行政手続のオンライン化	令和4年度末	27手続のオンライン化	オンライン化手続きの選定・オンライン化・運用				
(4) AI・RPAの利用推進	-	事業検討	事務事業へのAI・RPA導入検討・実施				
(5) テレワークの推進	-	事業検討	職員：セキュリティを確保したテレワーク導入・活用の検討 地域：拠点施設の整備を行う民間事業者への支援				
(6) セキュリティ対策の徹底	-	セキュリティ対策の徹底・セキュリティ研修の実施					
あわせて取り組むべき事項							
(1) 地域社会のデジタル化	-	地域社会のデジタル化に関する施策検討・実施					
(2) デジタルデバйд対策	-	デジタルデバйд対策に関する施策の検討・実施					

3 取り組む施策

3-4. 横断的な視点に立った目標

横断的目標3 オープンデータの活用推進

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられました。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。

本市では、AI等のデジタル技術を活用し行政情報や統計資料などの分析を効率的に行い、市民ニーズや地域課題などを的確に捉え、施策や事業へ活用するための必要な環境の整備に努めます。

また、行政情報や保有する情報のオープンデータ化を進め、市民の参加と協働の取組を進め地域の活性化を図ります。加えて、行政が保有するデータをオープンデータ化する意義や役割を職員一人一人が認識し、EBPMへの活用や住民サービスの向上に向けた取組、地域課題の解決に役立てていく意識や実践力を醸成していきます。

横断的目標4 協働・共創を可能にするコミュニティ環境の充実

「共創」とは、これまでの「協働」を基本としつつ、目標設定の段階から、市民、団体、企業、大学、地域、行政等が連携し、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行い、実践的な取組を展開することにより、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくことです。本市においては、市民活動団体と地域課題を解決するために、主体的に取り組む協働によるまちづくりの推進を行ってきました。今後は、これまでの市民と行政の「協働」をさらに進め、一歩進んだ「共創」の取組による「市民が主体的なまちづくり」の推進がより一層必要となります。

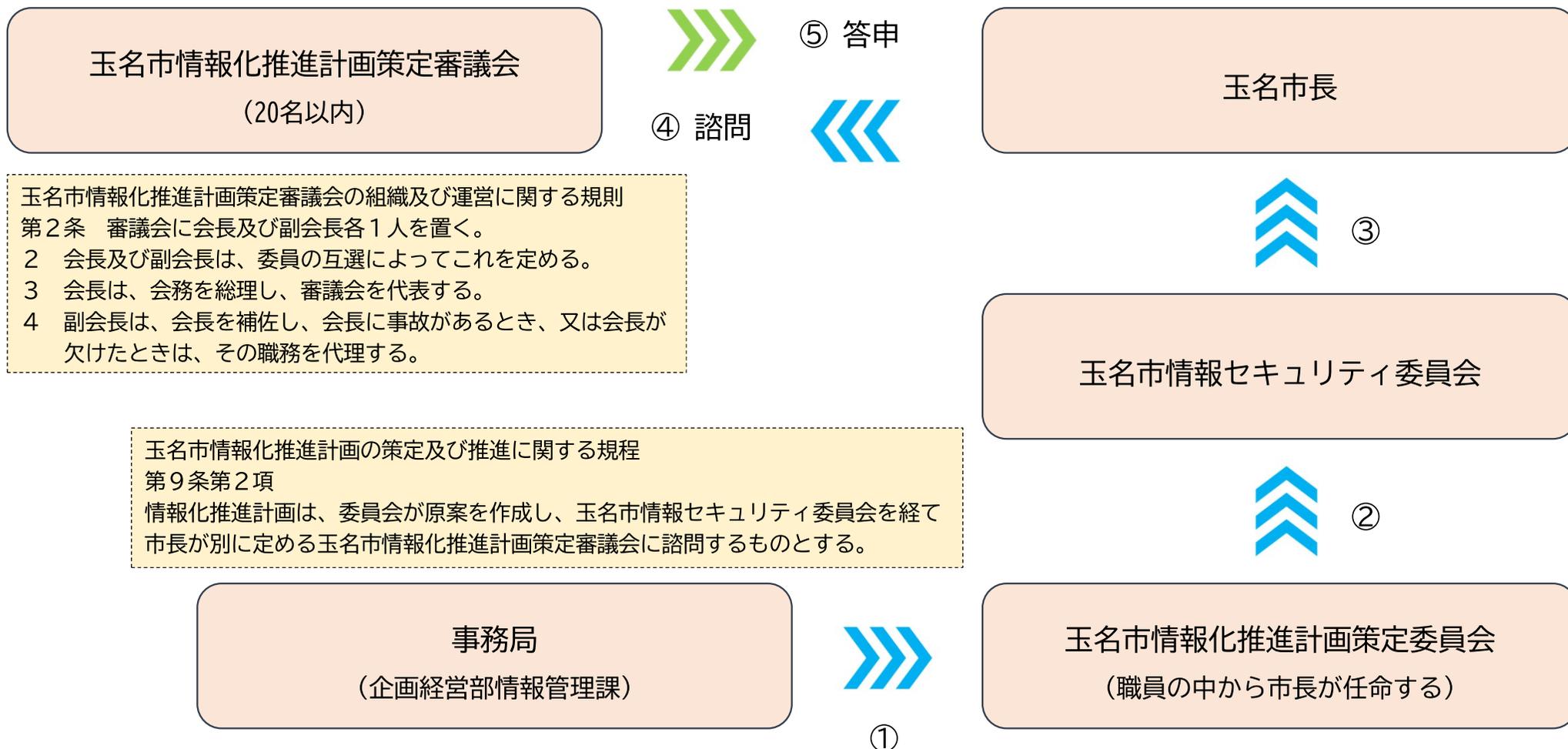
人口減少、超少子高齢社会を迎え、安心・安全な社会をつくるためには、地域コミュニティの役割がますます重要となってきています。昨今注目を浴びている「シビックテック」も共創による課題解決を目指したコミュニティの一つと言えます。地域コミュニティの活性化を目指し、協働・共創を可能にするコミュニティ環境の構築・充実を推進します。

5

第5章 資料

- 1 玉名市情報化推進計画策定体制
- 2 玉名市情報化推進計画策定審議会委員名簿
- 3 玉名市のまちづくりと情報化に関する
アンケートについて
- 4 用語集
- 5 参考（規定、規則 等）

1 玉名市情報化推進計画策定体制



2 玉名市情報化推進計画策定審議会委員名簿

No.	役職	氏名	所属団体・役職
1	会長	尾島 修一	崇城大学 情報学部情報学科 教授 理学博士
2	副会長	二宮 球美	子ども子育て会議 会長
3		平川 泰士	九州看護福祉大学 看護福祉学部社会福祉学科 専任講師
4		本田 正美	玉名商工会議所 副会頭
5		西山 俊信	玉名市商工会 事務局長
6		楯岡 大輝	玉名青年会議所 理事長
7		上土井 智	玉名農業協同組合 総務部長
8		柿添 克也	玉名観光協会 DMO専門員
9		西村 英一	玉名市教育委員会 玉水小学校校長
10		山並 洋平	くまもと県北病院 主任

アンケート調査の目的と手法、回収率等について

市民及び玉名市に拠点を置く事業所のICT利活用の事態や情報化に関するニーズを把握するため、下記に記す期間、条件のもと、『玉名市のまちづくりと情報化に関するアンケート調査』を行いました。

調査期間 令和4年8月5日～令和4年8月19日

※ 8月3日に発送、8月5日より順次投函され、8月19日を回答の締め切り日とした。
また、9月5日までに受け取ったものを集計の対象とした。

調査対象 ① 玉名市民 1,000名（無作為抽出）
② 玉名市に拠点を置く 500事業所（無作為抽出）

調査方法 調査対象者に郵送にて配布し、郵送にて回収した。

※ 回答については、郵送の他、Webからの回答が可能な回答フォームを設置した。
アンケート調査は郵送及びWebによる無記名回答とした。

調査主体 玉名市役所 情報管理課（委託先：株式会社九州地域情報化研究所）

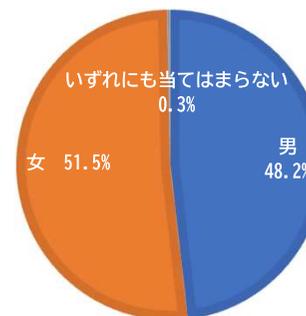
回収率 住民 30.7%、事業所 33.2%

回答手法の比率

住民 郵送回答 81%、Web 19%
事業所 郵送回答 92%、Web 8%

基本事項（住民向け属性）

性別



年齢



調査結果 別途、本市ホームページにて公開

4 用語集

	用語	用語説明	掲載ページ
A	AI	【Artificial Intelligence (アーティフィシャル インテリジェンス)】人工知能。言語の理解や問題解決等の知的行動を人間に代わってコンピュータに代行させる技術。	P1, 5, 7, 8, 11, 15, 16, 23, 36, 39, 40
	API	【Application Programming Interface】コンピュータプログラム (ソフトウェア) の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めたもののこと。	P12
B	BPR	【Business Process Reengineering】業務改革。組織が行っている業務内容、フロー、構造を一から見直し、再設計するアプローチのこと。	P11, 39
C	CMS	【Content Management System】ウェブサイトのコンテンツを一元的に保存・管理するシステムのこと。	P38
D	DX	【Digital Transformation】用語集 デジタルトランスフォーメーション参照	P1, 2, 3, 8, 11, 15, 18, 19, 22, 29, 34, 35, 36, 37, 39
E	EBPM	【Evidence Based Policy Making】エビデンス (合理的根拠) に基づき、より実効性の高い政策を立案すること。	P15, 40
	ERP	【Enterprise Resource Planning】企業の持つ資源を最大限に活用し、効率の良い経営を目指すための考え方のこと。現在では、この考え方を実現する目的で作られた業務システムを指して、ERPと呼ぶことが多くなっている。	P7
	eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ (Electronic Sports)」の略で、ビデオゲームを使った対戦を競技として捉える際の名称。	P15, 32
G	GitHub	開発プロジェクトのソースコードを管理できるWEBサービスのこと。	P9
	GIGAスクール構想	子ども達への1人1台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多彩な子ども達の資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する計画のこと。	P12, 27
I	ICT	【Information Communication Technology】情報通信技術のこと。IT (Information Technology: 情報技術) とほぼ同義。	P1, 2, 6, 9, 14, 15, 27, 29, 31, 32, 33, 39, 43
	IoT	【Internet of Things】モノのインターネット。あらゆる物がインターネットにつながることによって実現するサービスやビジネスモデルの総称。	P1, 5, 7, 15
	IT	【Information Technology】情報技術。パソコンやスマートフォンなどの情報技術のこと。	P3, 9, 14
L	LGWAN	【Local Government Wide Area Network】総合行政ネットワーク。都道府県や市区町村などの地方自治体の組織内ネットワーク (庁内LAN) を相互に接続する、行政専用のネットワークのこと。	P36

4 用語集

	用語	用語説明	掲載ページ
M	Maas	【Mobility as a Service】地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。	P12
R	RPA	【Robotic Process Automation】人が設定した手順に従ってパソコンを使った事務処理を行う技術。	P1, 7, 11, 15, 16, 36, 39
S	SDGs	【Sustainable Development Goals】持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。	P5
	SNS	【Social Networking Service】友人・知人とのコミュニケーションや、趣味・嗜好・地域間の交流、企業・自治体の情報展開をオンラインで実現する、コミュニティ型のインターネットサービス。本市ではLINE等を利用している。	P15, 20, 26, 33, 38
	Society 5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指す言葉。	P5
U	UX	【User Experience】ユーザーがある商品・サービスを利用する上で得られる一連の経験のこと。	P9
W	Wi-Fi	電波を用いた無線通信により近くにある機器間を相互に接続し、構内ネットワーク（LAN）を構築する技術のこと。	P24
	Well-being	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、「幸福」と翻訳されることも多い言葉。	P12
あ	アウトソース	自社の業務を外部に委託すること。	P36
	アクセシビリティ	機器やソフトウェア、システム、情報、サービスなどが身体の状態や能力の違いによらず様々な人から同じように利用できる状態やその度合いのこと。	P9, 38
	アプリケーション	アプリケーションソフトウェアの略。コンピュータやスマートフォンにインストールされているプログラムのことで、メールや地図など「特定の目的をもって作られた専用のソフトウェア」のこと。	P7, 35
い	イノベーション	【innovation】これまでにない新しいサービスや製品などを生み出すこと。生産技術の革新、資源の開発、新消費財の導入、特定産業の構造の再組織などをさすきわめて広義な概念。	P5, 16, 30, 39
	インターネットショッピング	インターネットを通じて商品を購入できるサービスのこと。	P20
	イントラネット	企業などの組織内だけで構築された、限定的な範囲で利用するネットワーク環境のこと。	P19, 24

4 用語集

	用語	用語説明	掲載ページ
う	ウィズコロナ	新型コロナウイルスが社会に存在する前提で経済活動を進めるという意味。	P19, 26
お	オープンデータ	誰でも自由に入手や使用、加工、再配布などができるよう広く一般に公開されているデータのこと。	P6, 10, 11, 15, 18, 19, 40
	オープンシステム	様々な開発元のソフトウェアや機器を組み合わせで構築されたコンピュータシステムのこと。	P35
	オンプレミス	ソフトウェア・ハードウェアを自社で保有・管理し、システムを自前で構築する運用方式のこと。	P35
	オンライン	コンピュータなどの機器がネットワークに接続された状態、あるいは、通信回線を通じて別のコンピュータなどに接続された状態のこと。	P6, 10, 11, 13, 15, 19, 22, 23, 34, 36, 39
か	仮想空間	コンピュータやネットワークにより構築された仮想的な空間。メタバース(インターネット上に存在する「3次元仮想空間」)等	P5
	ガバメントクラウド	国の全ての行政機関(中央省庁・独立行政法人など)や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるようにした「IT基盤」のこと	P35
き	機械学習	データを分析する方法の1つで、データから、「機械」(コンピューター)が自動で「学習」し、データの背景にあるルールやパターンを発見する手法のこと。	P7
	キャッシュレス	紙幣・硬貨といった現金を使用せずに支払いを済ませる決済方法のこと。	P6, 15, 19, 26, 34
く	クラウド	インターネットなどのネットワーク経由でユーザーにサービスを提供する形態のこと。	P8, 12, 15, 35
	クラウドストレージ	Web上にデータ保存のスペースを提供するサービスのこと。	P20
	クリエイター	自分が持っているスキル・能力・経験を目に見える形にすることを仕事にしている人のこと。ITの分野では、デジタル技術を使って、柔軟な発想力や流行の一步先を読む感性をもとに、さまざまなコンテンツを生み出す人のことを指す。	P9
け	検索エンジン	インターネットの中から目的に応じた情報(ウェブページ)を検索する機能のこと。	P7
こ	公衆無線LAN	公共施設や飲食店などで多くの人ができる無線LANのこと。基本的に無線LANを利用するには、自分でインターネットを契約したりルーターを用意したりする必要があるが、公衆無線LANでは、契約不要で事業者が提供している電波の利用が可能。	P19, 24
	コード・フォー・～	市民(Civic)が技術(Tech)を使って地域や身近な困りごとを解決する、シビックテック活動に取り組む団体のこと。	P9

4 用語集

	用語	用語説明	掲載ページ
さ	サテライトオフィス	本社など企業・団体の拠点から離れた場所にあるオフィスのこと。	P6, 12, 19, 30
	サーバ	コンピュータネットワークにおいて、他のコンピュータに対し、自身の持っている機能やサービス、データなどを提供するコンピュータのこと。	P35
し	シビックテック	市民がテクノロジーを活用して社会や地域が抱える課題の解決を目指す取組や技術のこと。civic（市民）とtechnology（技術）の造語であり、海外では「civic technology（シビック・テクノロジー）」とも呼ばれる。	P6, 9, 40
	情報モラル	人が情報を扱う上で求められる道德のこと。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し責任ある行動ができるようになるために身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。	P27
	ジョブケーション	「ジョブ（仕事）」と「ワーケーション」を合わせた造語であり、自分の好きな場所でワーケーションをしながら、その地域での仕事にも副業として関わる、新しい働き方の一つ。	P30
す	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。	P12, 29, 30
	スマートツーリズム	ビッグデータやIoT、クラウド、5G、オープンデータ等様々な最先端技術を駆使して、複雑化する観光客のニーズに対応した情報提供を行うと共に、観光地の観光資源を最大限に活用すること	P15
せ	セルフレジ	小売店や飲食店などの利用客が自ら、商品バーコードのスキヤニングから精算までを行うレジシステムのこと。	P6
そ	ソフトウェア	コンピュータに対して命令を出すプログラムのこと。	P7
	ソーシャルディスタンス	社会的距離。感染症が拡まることを懸念し、感染症の流行する勢いを止めるため人と人の間に一定の距離を置くこと。	P6
	ソースコード	プログラミング言語などの人間が理解・記述しやすい言語やデータ形式を用いて書き記されたコンピュータプログラムのこと。	P9
て	テレワーク	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。	P11, 15, 19, 26, 33, 36, 39
	データベース	複数の主体で共有、利用したり、用途に応じて加工や再利用がしやすいように、一定の形式で作成、管理されたデータの集合のこと。	P33

4 用語集

	用語	用語説明	掲載ページ
て	デジタルアーカイブ	有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークを用いて提供すること。	P19, 33
	デジタルツイン	IoTやAI、ARなどの技術を用いて仮想空間に物理空間の環境を再現し、あらゆるシミュレートを行い将来を予測することに役立つ新しい技術。	P25
	デジタルトランスフォーメーション (DX)	【Digital Transformation】 デジタル変革。ICTが、産業構造や社会基盤などのあらゆる領域に影響することによってもたらされる変革。	P1, 8, 11
	デジタルデバイド	情報格差ともいう。年齢・身体・社会的条件等によって、インターネット等のICTを利用し使いこなせる人と使いこなせない人との間に生じる格差。	P11, 17, 19, 21, 26, 39
	ディープラーニング (深層学習)	【deep learning】 深層学習。データの背景にあるルールやパターンを学習するために、多層的 (ディープ) に構造で考える手法のこと。	P7
と	ドローン	遠隔操作・自動制御によって無人で飛行できる航空機のこと。	P13, 23, 29
ひ	ビッグデータ	【big data】 大量のデジタルデータ。今まで扱えなかった様々な種類の巨大なデータや、それらを扱う仕組みやシステムのこと。	P1, 7, 8
ふ	5G (ファイブジー)	【5th Generation】 日本語では「第5世代移動通信システム」の略。これまでの1Gから4Gより、さらに高速化を実現するものであるが、それだけでなく、「多数同時接続」、「超低遅延」といった特徴を持っている。	P1, 12
	プロトタイプ	【prototype】 原型、試作品などの意味を持つ英単語。ITの分野では、ハードウェア開発の際の量産前の試作品や、動作や機能を検証するために最小限の規模で試作されたソフトウェアなどのことを意味する。	P9
	プログラミング的思考	コンピュータやプログラミングの概念にもとづいた問題解決型の思考のこと。	P27
	プログラミング	コンピュータに意図した動作を行わせるために、まとまった処理手順を作成し、与えること。	P27

4 用語集

第5章 資料

	用語	用語説明	掲載ページ
ハ	ペーパーレス	従来は紙で作成・保存していた資料をデジタルに移行することで、業務における紙の使用を減らす取組のこと。	P15, 19, 36
ぼ	ポストコロナ	「アフターコロナ」とほぼ同意義で新型コロナウイルスの感染拡大によって、ニューノーマルとなったライフスタイルとどう付き合っていくかを語る際の文脈に使用される。アフターコロナはコロナ禍後を表す文脈で使われることが多いのに対して、ポストコロナはコロナ禍後の社会情勢、世界、社会全体を語る際に使われることが多い。	P19, 26
ま	マイナポータル	マイナンバーを持った全ての国民が利用できる、政府が運営するオンラインサービスのこと。マイナンバーカードを使って登録・利用することが可能で、サービス検索や行政手続きなどをオンラインで行うことが可能。	P34
	マイナンバー	日本に住民票がある全員に対して割り当てられた、12桁の1人1つの個人番号のこと。	P6, 11, 19, 22, 26, 34
め	メディアミックス	元来は広告用語で、商品を広告・CMする際に特性の異なる複数のメディアを組み合わせるにより、各メディア間の補完と相乗効果によって認知度を高め購入意向を喚起する手法のこと。 特性の異なる複数のメディア：テレビ、ラジオ、SNS、Webメディア、紙媒体など	P26
も	モバイルワーク	カフェや電車や車の中、自宅など、場所を問わずにどこでも仕事ができる働き方またはその状態のこと。	P36
	モビリティ	【mobility】「動きやすさ」、「可動性」、「移動性」、「流動性」などを意味し、職業の移動や階層の移動、または乗り物など人の移動に関する用語。	P8
ゆ	ユーザビリティ	機器やソフトウェア、Webサイトなどの使いやすさ、使い勝手のこと。	P28, 38
り	リテラシー	物事を正確に理解し、活用できること。 ITリテラシー：簡単に言えば通信・ネットワーク・セキュリティなど、ITにひも付く要素を理解する能力、操作する能力のこと。	P15, 26
	リモートワーク	会社から離れた場所（自宅やサテライトオフィスなど）で仕事をする働き方のこと。	P6
れ	レジリエンス	「弾力性」「回復力」「しなやかさ」を表すことば。	P12
わ	ワークライフバランス	『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと	P36
	ワーケーション	「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用しながら、働きながら休暇をとる過ごし方。	P33
	ワンストップ	1か所でさまざまな用事が足りる、何でも揃うという意味のことば。	P10

5 参考（規定、規則等）

第5章 資料

玉名市情報化推進計画の策定及び推進に関する規程

平成19年7月10日訓令第19号
改正 平成20年3月28日訓令第8号
平成22年3月29日訓令第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、玉名市情報化推進計画（以下「情報化推進計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（計画策定の方針）

第2条 情報化推進計画の策定及び推進に当たっては、本市における総合的かつ計画的な電子自治体の運営を図るため、市民の総意を反映させたものとなるよう努めなければならない。

（設置）

第3条 情報化推進計画の策定及び推進を図るため情報化推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する。

（委員会）

第4条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員長は、企画経営部長をもって充てる。（平22訓令1・一部改正）

（委員会の職務）

第5条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、上司の命を受けて所属する課等における次に掲げる業務を処理する。

（1）情報化推進計画に含まれるべき事務事業の計画及び方針の企画、調査、審査及び連絡調整並びに情報化推進計画の推進に関すること。

（2）情報化推進計画についての必要な資料の収集及び審理に関すること。

（3）その他情報化推進計画に関する必要な事項

（資料の要求）

第6条 委員は、職務執行上必要があるときは、関係職員に対し資料の提出又は事務事業の内容の説明を求めることができる。

（委員会の会議）

第7条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（作業部会）

第8条 委員会は、情報化推進計画の策定に関する調査及び研究を行うため、必要に応じ作業部会を設けることができる。

（情報化推進計画の立案等）

第9条 情報化推進計画は、各所属の実施計画その他の事務事業計画を基本としてこれを総合的見地から立案計画するものとする。

2 情報化推進計画は、委員会が原案を作成し、玉名市情報セキュリティ委員会（玉名市情報セキュリティ委員会規程（平成19年訓令第28号）第1条に規定する玉名市情報セキュリティ委員会をいう。以下同じ。）を経て市長が別に定める玉名市情報化推進計画策定審議会に諮問するものとする。

3 情報化推進計画は、時代の変革に伴う高度情報化社会に対応するため、必要に応じて見直さなければならない。

4 前項の規定により見直した事項のうち重要なものについては、第2項の規定に準じて諮問するものとする。

（平20訓令8・一部改正）

（参考資料の送付）

第10条 各所属の長は、情報化推進計画に関する事務の参考となると考えられる資料を企画経営部長に送付し、必要に応じて玉名市情報セキュリティ委員会に送付するものとする。

2 企画経営部長は、各所属の事務の参考となると考えられる資料を速やかに各所属の長に送付するものとする。（平20訓令8・平22訓令1・一部改正）

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、企画経営部情報管理課において処理する。

（平22訓令1・一部改正）

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、情報化推進計画の策定及び推進に必要な事項は、玉名市情報セキュリティ委員会の委員長が定める。

（平20訓令8・一部改正）

附 則 この訓令は、平成19年7月10日から施行する。

附 則（平成20年3月28日訓令第8号）この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日訓令第1号）この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

5 参考（規定、規則等）

第5章 資料

玉名市情報化推進計画策定審議会の組織及び運営に関する規則

平成27年3月31日
規則第12号

（趣旨）

第1条 この規則は、玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）第6条の規定に基づき、玉名市情報化推進計画策定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、企画経営部情報管理課において処理する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後及び玉名市附属機関の設置等に関する条例第5条第1項に規定する任期が満了した後最初に開く審議会の会議については、市長が招集する。